

# ORACLE LICENSE AND SERVICES AGREEMENT V040309(102211\_RHW120311\_D120311)

## A. (定義)

「お客様」とは、この契約（以下「本契約」といいます）を締結し、日本オラクル株式会社（以下「オラクル」といいます）及び/又はその正規販売店に対してオラクルのプログラム若しくはサービス又はその双方を注文する個人や団体をいいます。

「付属プログラム」とは、対象ドキュメントに記載される第三者のマテリアルで、付属プログラムとともに提供される対象プログラムをインストール又は稼働する目的に限り使用できるものをいいます。

「対象ドキュメント」とは、対象プログラムを使用するためのユーザー・マニュアル及びインストール・マニュアルをいいます。

「対象プログラム」とは、お客様が注文されたソフトウェア製品、対象ドキュメント及びテクニカル・サポートを通じて入手されたプログラムの更新版をいいます。

「対象サービス」とは、お客様が注文したテクニカル・サポート、研修、ホスティング・サービス/アウトソーシング・サービス、コンサルティング又はその他のサービスをいいます。

## B. (本契約の適用範囲)

本契約は、本契約に添付、又は本契約を参照する旨明記された注文に対してのみ有効となります。

## C. (権利許諾)

オラクルによるお客様の注文の受諾をもって、お客様は、本契約及び対象ドキュメントに明記された定義及び規則に従って、お客様自身の内部的業務処理を唯一の目的として本契約に定める対象プログラムを使用する、及び、又はサービスを受ける、無期限（注文書に別途定める場合を除く）で、非独占的、譲渡不能かつロイヤリティ不要（オラクルが定める料金を除きます）の限定された権利が許諾されます。お客様の顧客や納入業者がお客様の業務処理遂行のためにお客様と協力して使用させることを特に意図した対象プログラムについては、当該使用は本契約において認められております。また、お客様は、代理人又はお客様が業務を委託する第三者（アウトソーシング業者を含むが限定されない）に本契約の条件に従って、お客様の業務処理目的で対象プログラムを使用させることができ、その際は当該使用について第三者が本契約を遵守していることについて責任を負います。お客様の顧客及び納入業者が、お客様の内部的業務処理を促進するためにお客様と情報をやり取りするよう特に設計された対象プログラムについては、本契約に基づき使用することができます。オラクルにより受諾された場合、オラクルはお客様に対し通知をし、この通知には、本契約の写しを含めるものとします。

対象ドキュメントは、対象プログラムと共に納品されるか、又は <http://oracle.com/contracts> にてオンラインで入手することができます。

対象サービスは当該時有効なオラクルのサービスポリシーに基づいて提供されるものとします。これらのサービスポリシーは随時変更がなされることがあります。また、お客様に特定のポリシーが適用される場合、当該ポリシーのアクセス方法については、注文書（本契約第H条に記載されるテクニカル・サポートを除きます）に記載してあります。

お客様は、対象サービスへの支払いをすることにより、本契約に基づきオラクルが開発しお客様に納入された成果物に対して、お客様自身の内部的業務処理に使用できる、無期限で、非独占的、譲渡不能かつロイヤリティ不要の使用権が与えられます。ただし、特定の成果物においては、注文書に基づき追加的な使用権許諾条件の対象となることがあります。

本契約で提供される対象サービスは、お客様が別の注文に基づいて入手する対象プログラムを使用するライセンスに関連することがあります。当該対象プログラムのお客様の使用条件は当該注文において参照された契約書の条件が適用されます。オラクルが提供するあらゆる対象サービスは、当該対象プログラムのライセンスとは別に行われるものであり、お客様は対象サービス又は対象プログラムの使用権のいずれか一方のみでも購入することができます。

## D. (権利及び制限)

オラクル及びそのライセンサーは、対象プログラムについて一切の所有権及び知的財産権を保有します。本契約に基づく対象サービスに起因して開発され、納入されたものに関わる全ての所有権及び知的財産権は、オラクルが保有します。お客様は、使用権を許諾された範囲でそれぞれの対象プログラムを必要に応じて複製することができ、また、それぞれの対象プログラムのメディアを1部複製することができます。

いくつかのオラクルのプログラムと共に使用するのに適している、又は必要となる第三者のテクノロジー製品は、対象ドキュメントに記載されます。当該第三者のテクノロジー製品は、本契約の条件ではなく、対象ドキュメントに記載される第三者テクノロジー製品のライセンス契約の条件に基づきお客様に使用権が付与されております。

お客様は以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) 対象プログラムの表示又はオラクル若しくはそのライセンサーの財産権に関する注意事項の表示を削除又は変更すること
- (2) 対象プログラム、又は対象サービスの提供により生じた成果物を、方法の如何に関わらず第三者の業務処理目的で当該第三者の使用に供すること（ただし、お客様が購入した特定の対象プログラムの使用権、又は対象サービスの提供により生じた成果物について当該使用を明確に認めている場合を除きます）
- (3) 対象プログラムのリバース・エンジニアリング（ただし、相互運用性検証のため法律で認められている場合を除きます）、逆アセンブル若しくは逆コンパイルを自ら行ない、又は第三者にそれらの行為を許可すること（前述の禁止事項はデータ構造又は対象プログラムにより作成された同種のものの検証を含みますが、この限りではありません）
- (4) オラクルの事前の書面による承諾なく、対象プログラムのベンチマークテストの結果を開示すること

## E. (保証、免責及び唯一の救済措置)

オラクルは、お客様に使用権許諾された対象プログラムが全ての主要な点において該当の対象ドキュメントに記載されているように動作することを、当該対象プログラムの使用権許諾後1年間保証します。対象プログラムに保証を満たさない不十分な点があった場合、お客様は使用権許諾後1年以内にオラクルに通知しなければなりません。また、オラクルは、対象サービスが業界水準に沿う専門的手法で提供されることを保証します。お客様は、保証を満たさない不十分な対象サービスについても、当該対象サービスの実施から90日以内にオラクルに通知しなければなりません。

オラクルは、対象プログラムがエラーや中断が無く稼働することを保証せず、またエラーのすべてを補正することを保証しません。

上記保証違反が発生した場合のオラクルのお客様に対する唯一の救済措置及び責任は、以下のいずれかに限定されます。(A) オラクルは、保証違反が発生させたプログラム・エラーを補正します。ただし、オラクルが商業的に合理的な方法で当該保証違反を実質的に補正できない場合は、お客様は対象プログラムの使用権を終了し、当該対象プログラムの使用権についてオラクルに支払い済みのライセンス料、及び当該対象プログラムのためのテクニカル・サポートについてオラクルに支払い済みのテクニカル・サポート料金のうち未経過分について返還を受けることができます。(B) オラクルは、対象サービスのうち保証を満たさない不十分な部分について再履行します。ただし、オラクルが商業的に合理的な方法で保証違反を実質的に是正できない場合は、お客様は当該サービスを終了させ、当該保証を満たさない不十分な部分につきオラクルに支払い済みの対価の返還を受けることができます。

法律で禁じられていない範囲で本条の保証が唯一のものであり、商品性及び特定目的への適合性についての保証や条件を含め、本条以外の明示的あるいは黙示的な保証や条件は一切ないものとします。

## F. (トライアル・プログラム)

お客様は、トライアル・プログラムを注文することができます。また、オラクルはお客様の注文に、試用又は非業務処理目的のみ使用できる（業務処理環境の開発目的、またはサポート目的での使用は禁止）別のプログラムを含めることがあります。お客様は、対象プログラムの内容及び/又は機能に関する第三者向け研修を提供し又は、これに参加するためにトライアル・プログラムを使用することはできません。お客様はトライアル・プログラムが提供された日から30日間、当該プログラムを評価できます。

お客様が30日間のトライアル期間経過後に当該プログラムを継続して使用する場合は、各プログラムについてオラクル又はオラクルの正規販売代理店から使用権の許諾を受ける必要があります。お客様が30日間のトライアル期間経過後に、当該プログラムの使用権を購入しない場合は、当該プログラムの

使用を中止し、お客様のコンピュータ・システムから当該プログラムを全て削除するものとします。試用目的で使用権が許諾されるプログラムは、「現状有姿」のまま提供されるものであり、オラクルは、当該プログラムについて、テクニカル・サポートの提供をせず、又、いかなる保証も行いません。

#### G. (補償)

お客様又はオラクルの一方当事者（提供物（以下に定義）を受領した当事者を以下「**受領者**」といいます）に対して、相手方当事者（提供物を提供した当事者を以下「**提供者**」といいます）から提供され受領者が使用している、情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、データ及びその他の提供物（本条ではあわせて以下「**提供物**」といいます）のいずれかについて、第三者が当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、提供者は、受領者が以下の各号を実施することを条件に、自己の費用と負担において当該クレームから受領者を防御するとともに、裁判所が判示した金額（当該第三者に対する損害額、損害賠償額、負担した費用など）又は提供者が同意した和解金額につき受領者に補償を行うものとします。

- (1) 受領者が当該クレームを受領した日から 30 日以内に、（法律で要求される場合はそれより早く）提供者に書面にて速やかに通知をすること
- (2) 提供者に防御及び解決のためのあらゆる交渉を単独の裁量で行わせること
- (3) 当該クレームの防御や解決に必要な情報や権限、助力を提供者に与えること

提供物のいずれかが第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、又は、提供者が侵害していると認めた場合は、提供者は当該提供物を非侵害となるように（その実用性又は機能性を実質的に維持しながら）修正するか、あるいはその継続使用を可能とする使用権を取得するかいずれかの措置をとることができます。いずれの措置も商業上合理的でない場合は、提供者は当該提供物の使用権を終了させ返却を求め、当該提供物に関して受領者が相手方当事者に支払った料金、及び使用権についてオラクルに支払い済みのテクニカル・サポートの料金のうち未経過分を受領者に返還することができます。

お客様が提供者の場合で、かかる提供物を返却することで当該提供物に関連する注文に基づくオラクルの義務の履行に著しい支障をもたらす場合には、オラクルは、自らの裁量により 30 日前までの書面による通知をもって、当該注文を終了することができます。

次の各号のいずれかに該当する場合は、提供者は受領者に対して補償を行わないものとします。(1) 受領者に提供された最新版かつ変更が加えられていない提供物を受領者が使用してれば侵害が避けられた場合に、受領者が提供物に変更を加え、又は提供者の使用説明書に定める使用範囲を超えて提供物を使用した場合、或いは旧バージョンの提供物を使用していた場合(2) 当該クレームが提供者の提供していない情報、デザイン、仕様、指図、ソフトウェア、データ及び資料に起因する場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、オラクルはお客様に対して補償を行わないものとします。(1) 提供物をオラクルが提供したものではない製品やサービスと組み合わせることによる侵害の場合(2) オラクルのプログラムが提供されたままの状態、本契約の条件に従って使用されていれば、第三者の知的財産権を侵害することがなかった場合において、お客様の行為に起因して侵害が発生した場合

オラクルは次の各号に基づきいかなる侵害のクレームに対しても補償を行わないものとします。(1) 本契約の発効日より前に（クレーム、要求又は通知に基づいて）お客様が認識していた特許(2) 本契約の発効日より前のお客様の行為  
本条は、権利侵害によるクレーム又は損害に関する両当事者の唯一の救済措置とします。

#### H. (テクニカル・サポート)

「**テクニカル・サポート**」とは、対象プログラムに対してお客様の注文により提供される年次のテクニカル・サポートをいいます。年次のテクニカル・サポート（初年度及びその後続年度も含む）は、テクニカル・サポートが提供される時点で有効なテクニカル・サポート・ポリシーに基づいて提供されるものとします。

テクニカル・サポート・ポリシーは、本契約の一部を構成し、オラクルの裁量により変更の可能性があります。ただし、オラクルによるテクニカル・サポート・ポリシーの変更はテクニカル・サポート料金が既に支払われた期間中、サポートを受けている対象プログラムに対して提供されるサービスのレベルについて実質的な低下を生じさせるものではありません。お客様は、テクニカル・サポートを注文する前に、テクニカル・サポート・ポリシーを閲読する義務を負います。お客様は、<http://www.oracle.com/jp/support/policy/index.html> 上で最新のオラクルのテクニカル・サポート・ポリシーをアクセスすることができます。

テクニカル・サポートは、お客様の注文書に別途記載がない限り、注文書の発効日をもって有効とします。

お客様の注文で購入了された Software Update License & Support（Software Update License & Support の後継の同様なテクニカル・サポートも含め、以下「**SULS**」）といえます）は毎年更新され、お客様が同じ対象プログラムを同ライセンス数で SULS を更新する場合、初回及び 2 回目の更新年の SULS 料金は、前年度料金より 2% を超えて増加しないものとします。

お客様の注文がオラクルのパートナープログラムの会員パートナーによってなされ、初回更新年度の SULS をオラクルに直接注文する場合の料金は、当該パートナーがお客様に見積もった料金とします。2 回目の更新年度の SULS 料金は、前年度料金より 2% を超えて増加しないものとします。

お客様がライセンス・セット内のあるライセンスへのテクニカル・サポートを購入する場合、当該ライセンス・セット内の全てのライセンスに対し同レベルのテクニカル・サポートを購入する必要があります。また、ライセンス・セット内の一部のライセンスに対するサポートの終了は、当該ライセンスを終了することにお客様が同意した場合のみ可能とします。

残りのライセンスへのテクニカル・サポート料金は、一部のライセンスのテクニカル・サポートを終了した時点で有効なテクニカル・サポート・ポリシーに基づいて価格が決まります。オラクルのライセンス・セットの定義は最新のテクニカル・サポート・ポリシーに記載されています。お客様がテクニカル・サポートを購入しない場合、テクニカル・サポートを受けていないプログラムを新バージョンに更新することはできません。

#### I. (契約の終了)

一方の当事者が本契約の重要な条件に違反し、書面で違反内容の明示があった後 30 日以内に違反を是正しないときは、違反当事者は契約の不履行となり、非違反当事者は本契約を終了させることができます。

オラクルが本条項に基づき本契約を終了させた場合は、お客様は 30 日以内に、本契約終了以前の未払代金全額、並びに本契約に基づき注文した対象プログラム及び／又は提供を受けた対象サービスに対して支払いが残っている合計額に加え、その消費税額及び関連する費用を支払わなければなりません。

オラクルが、第 G 条（補償）の定めに基づき対象プログラムの使用権を終了した場合、お客様は、当該使用権に関連する対象サービスについて支払が残っている合計額に加え、その消費税等の関連する税金、及び関連する費用を 30 日以内に支払うものとします。対価の不払いを除き、非違反当事者は、違反当事者が当該違反を是正するにあたり合理的な努力を続ける限りにおいて 30 日の猶予期間を延長することに自らの裁量で同意できます。

本契約についてお客様の債務不履行が発生した場合、お客様は本契約に基づく対象プログラムの使用はできないこと、及び／又は、本契約に基づく対象サービスの提供を受けることができないことに同意します。

お客様は、お客様が注文の対価を支払うために Oracle Financing Division 契約を利用し、当該契約において債務不履行となった場合においても、当該契約が適用された対象プログラム及び／又は対象サービスの提供を受けることができないことに同意します。

本契約の終了後又は満了後においても、第 G 条（補償）、第 J 条（支払条件）、第 M 条（責任の制限）及びその他の事項でその性質上存続すべき事項は、本契約終了後も引き続き存続します。

#### J. (支払条件)

別段の定めがある場合を除き、お客様は、オラクルに支払う料金の全てを、オラクルが請求書を発行した月の末締め翌月末までに、オラクル指定の銀行口座への振込により支払うものとします。

お客様は、お客様の注文した対象プログラム及び／又は対象サービスに基づいてオラクルが納付すべき、適用される法令により賦課される消費税、付加価値税、及びその他類似の税金を支払うことに同意します。またお客様は対象サービスを提供するのに必要な合理的な範囲の費用（交通費、日当及び宿泊費並びにお客様の要請により負担した特別の費用を含む）を支払います。注文書に記載の対象サービスの料金には税金及び諸費用は含まれておりません。

お客様は、お客様の注文書により生じた支払い義務が、いかなるプログラムや更新版の将来の提供可能性をも前提としないことに同意します。ただし、前述の規定は、お客様の注文書及び本契約の条件による (a) お客様が対象プログラムの SULS を注文する場合、お客様の注文書に基づいた、当該 SULS が提供される時点のテクニカル・サポート・ポリシーに従って、オラクルが最新版（提供可能な場合）を提供する義務を免除するものではなく、(b) お客様の注文書に基づき使用権許諾された対象プログラムの権利を変更するものではありません。

#### K. (機密保持)

本契約により両当事者は相互に機密である情報（以下「機密情報」といいます）を入手する場合があります。両当事者は、本契約上の義務を履行するうえで必要となる情報のみを開示することに合意します。機密情報は、本契約の条件、価格、並びに開示の時点で機密である旨明示された全ての情報に限定されます。

各当事者の機密情報には、次の各号の情報は含まれないものとします。(a) 他方当事者の作為又は不作為（act or omission）によらずに公知であるか又は公知となった情報 (b) 開示前に他方当事者が開示側当事者から直接間接を問わず受領せずに適法に占有していた情報 (c) 他方当事者が第三者から開示について制限を受けることなく適法に開示を受けた情報 (d) 他方当事者が独自に開発した情報

各当事者は、開示された日から3年間、相手方の機密情報を機密として保持することに同意します。また、各当事者は、機密情報の漏洩を防ぐ義務を負う従業員又は委託要員に対してのみ、機密情報を開示することに同意します。本条項は、各当事者が、本契約により生じた又は本契約に関連した法的な手続において、本契約又は本契約に基づいて提出された注文の条件及び価格を開示すること、あるいは法律に基づき政府機関又は地方自治体に機密情報を開示することを制限するものではありません。

オラクルは、本契約を履行する目的で機密情報を、米国 Oracle Corporation（米国デラウェア州法に基づき設立）及びその子会社、関連会社（オラクルを除き、以下「オラクルグループ会社」といいます）に開示することができます。かかる場合、オラクルはオラクルグループ会社に対して、事前にオラクルが本契約に基づき負っている機密保持義務を周知させかつそれを遵守させる義務を負います。

#### L. (完全合意)

お客様は、本契約及び明示的に参照されることにより本契約の一部となる情報（URL に含まれる情報への参照または参照されたポリシーを含みます）、並びに適用される注文書が、お客様から注文された対象プログラム及び／又は対象サービスに関する完全な合意であり、本契約が、書面又は口頭であるかを問わず、当該対象プログラム及び／又は対象サービスについて本契約締結以前になされたすべての合意や意思表示に取って代わることに同意します。

本契約の条件のいずれかが無効、又は法的強制力がないことが判明した場合でも、その他の規定は引き続き有効に存続し、当該条件は本契約の目的及び趣旨と一致した条件に置き換わるものとします。

両当事者は、本契約及び注文書の条件が、あらゆる購買注文書その他オラクル所定ではない書面に取って代わり、いかなる購買注文書又はその他オラクル所定ではない書面の条件も、お客様が注文した対象プログラム及び／又は対象サービスに対して適用されないことを明確に合意します。

お客様及びオラクルの正当な権限を有する者が記名押印又は署名した書面による場合を除き、本契約及び注文書は修正されず、権利及び制限について変更や放棄がなされないものとします。

本契約において必要な通知は、書面をもって相手方当事者に行うものとします。

#### M. (責任の制限)

いずれの当事者も、間接損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害又は結果的損害について、あるいは、逸失利益、売上の喪失、データ又はデータの使用機会の喪失について、何ら責任を負わないものとします。本契約又はお客様の注文により生じる、あるいは関連する損害に対するオラクルの賠償責任は、契約上の責任によるものであるか、不法行為によるものであるか、又はその他のいかなる法律原因によるものであるかを問わず、本契約に基づいてお客様がオラクルに支払った金額を上限とし、また当該損害が保証を満たさない不十分な対象プログラム又は対象サービスから生じた場合には、オラクルの賠償責任は、損害の原因である保証を満たさない不十分な対象プログラムあるいは対象サービスに対してお客様が支払った金額を上限とします。なお、本条は、一方当事者が本契約に基づき相手方当事者に対し負っている支払い債務を免除するものではありません。

#### N. (輸出管理)

対象プログラムには、米国、日本国及び関係する地域における輸出関連法規が適用されます。お客様は、本契約に基づき提供される対象プログラム（技術データを含みます）及び対象サービスのあらゆる成果物の使用にあたり、当該輸出関連法規が適用されることに同意し、お客様は、当該輸出関連法規（みなし輸出及びみなし再輸出に関する規制を含む）の全てを遵守することに同意します。お客様は、対象サービスから生じる、データ、情報、プログラム及び／又は資料（又はそれらの直接的製品）が、当該輸出関連法規に違反して直接又は間接であるかを問わず輸出されないこと、当該輸出関連法規において禁止されたいかなる目的（核兵器、化学兵器、生物兵器の拡散、ミサイル技術の開発を含みますがこれに限定されません）にも使用されないことに同意します。

#### O. (その他)

##### 1. (準拠法と管轄裁判所)

本契約は日本国の実体法と手続法が適用され、お客様とオラクルは、本契約により生じる紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

##### 2. (通知)

お客様がオラクルとの間で紛争を提起する場合、お客様が本契約の補償条項に基づく通知をする場合、あるいはお客様が(1)支払停止(2)重要な財産又は本契約に基づきオラクルから交付を受けた財産についての仮差押、仮処分、差押又は強制執行手続の開始(3)解散決議又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立、のいずれかに該当した場合は、お客様は速やかに下記宛に書面により通知するものとします。

〒107-0061 東京都港区北青山2丁目5番8号 オラクル青山センター

日本オラクル株式会社 法務室長

##### 3. (権利譲渡の禁止)

お客様は、他の個人又は法人に対し、本契約を譲渡すること、また、対象プログラム及び／又はあらゆる対象サービス、並びに、それらの権利を贈与、譲渡することはできません。お客様が対象プログラム及び／又は対象サービスの成果物を担保に供した場合でも、当該担保権者は当該対象プログラム及び／又は対象サービスの成果物を利用又は譲渡する権利を有しません。お客様が、対象プログラムの使用権及び／又は対象サービスの取得に際して融資を受ける場合、お客様は <http://www.oracle.com/us/products/financing/policies/index.html> に掲載されるオラクルの融資に関するポリシーに従うものとします。

##### 4. (出訴期限)

料金の不払い又はオラクルの財産権侵害に関する訴訟を除き、いずれの当事者も本契約により生じる、あるいは関連する訴訟を、いかなる形態であれ、訴訟の原因が発生した時から2年経過した後は提起することはできません。

##### 5. (監査)

オラクルは、45日前までに書面で通知することにより、お客様による対象プログラムの使用状況について、監査を行うことができます。お客様はオラクルによる監査に協力し、合理的な範囲内で助力及び情報を提供することに同意します。当該監査は、お客様の通常の事業活動を不当に妨げないものとします。お客様に許諾された使用権の範囲を超える対象プログラムの使用に対して適用される対価について、お客様はオラクルの書面による通知から30日以内に支払うことに同意します。お客様がこれを支払わない場合、オラクルは、当該対象プログラムの使用権、テクニカル・サポート、及び／又は本契約を終了させることができます。お客様は、監査に協力することによってお客様に生じたあらゆる費用について、オラクルは責任を負わないことに同意します。

##### 6. (オラクルのビジネス・パートナー)

お客様は、コンピュータ・コンサルティング・サービスの提供をお客様が依頼したあらゆる第三者企業を含め、オラクルのビジネス・パートナーはオラクルから独立しており、オラクルの代理人ではないことを了解するものとします。当該ビジネス・パートナーが本契約に基づいて注文された業務においてオラクルの下請業者（請負業者）としてサービスを提供している場合を除き、オラクルは、それらのビジネス・パートナーによるいかなる行為についても責任や義務を負いません。

#### P. (不可抗力)

いずれの当事者も以下の事由による義務の不履行又は遅滞について責任を負わないものとします。(1) 戦争、反乱、妨害行為 (2) 天災 (3) 債務者の責めによらない電気、インターネット又は電気通信上の機能停止 (4) 政府の規制（輸出又はその他のライセンスの拒否、取消しを含みます）(5) 債務者の合理的な支配を超えたその他の事態

両当事者は、不可抗力の影響を緩和させるために合理的な努力を行うこととします。

これらの不可抗力が90日を超えて続いた場合、一方当事者は書面による通知により履行されていない対象サービスを終了することができます。本条は通

常の障害回復処置にしたがって妥当な対策を講じる各当事者の義務、及び納入された対象プログラムあるいは提供された対象サービスに対するお客様の支払い義務を免除するものではありません。

#### Q. (ハードウェア及びそのテクニカル・サポート固有の条件)

##### 1. (ハードウェアの構成)

- a. お客様が注文するハードウェアは、該当する注文に記載されている以下のもので構成されています。
  - ・ハードウェア機器 (コンポーネント、オプション及びスペア・パーツを含みます)
  - ・オペレーティング・システム (お客様のシステム構成にて定められます)
  - ・組込ソフトウェア「対象ハードウェア」とは、ハードウェア機器 (コンポーネント、オプション及び、スペア・パーツを含みます) をいいます。対象ハードウェア及びあらゆるパーツやコンポーネントは、新品の場合と新品同様の再生品の場合があります。「組込ソフトウェア」とは、対象ハードウェアに組み込まれたソフトウェアであって、対象ハードウェアにとって機能的に不可欠のもの (ファームウェアなど) をいいます。
- b. お客様には、対象ハードウェアとともに提供されたオペレーティング・システムを使用する権利が付与されます。オペレーティング・システムの使用権許諾契約の条件は、対象ハードウェアと共に提供されます。最新の使用権許諾契約は、<http://oracle.com/contracts> で閲覧することができます。お客様には、オペレーティング・システム及びテクニカル・サポートにより取得したオペレーティング・システムの更新版を、対象ハードウェアに組み込まれその構成の一部としてのみ使用する権利が許諾されます。
- c. お客様には、対象ハードウェアとともに提供された組込ソフトウェアを、本契約及び該当する対象ドキュメントの条件に従って使用する、非独占的、ロイヤリティ不要、かつ譲渡不能の限定された権利が付与されます。お客様には、組込ソフトウェア及びテクニカル・サポートにより取得した更新版を、対象ハードウェアに組み込まれその構成の一部としてのみ使用する権利が許諾されます。
- d. オペレーティング・システム及び/又は組込ソフトウェアには、readme ファイル、notice ファイル又は該当する対象ドキュメントにおいて特定されたオープンソース又はそれに類似のライセンスの条件によって使用許諾された別のプログラムが含まれることがあります。当該ライセンス条件に基づきお客様がオペレーティング・システム及び組込ソフトウェアを使用する権利は、本条によって制限されません。上述の別のプログラムに関する使用条件は、オペレーティング・システム及び組込ソフトウェアとともに提供される readme ファイル、notice ファイル又は対象ドキュメントに記載されています。

物理メディアでお客様が受領した GPLv2、LGPLv2.1、GPLv3、及び LGPLv3 により許諾されるバイナリ・コードについて、そのソースコードをコピーした物理メディアの郵送をお客様が希望する場合、お客様は以下の URL において申し込むものとします。

<http://oss.oracle.com/systems-opensourcecode>

当該申し込みを郵送で行う場合の送付先は以下の通りとします。

宛先 : Oracle Corporation

Attn: VP of Legal Development and Engineering, 500 Oracle Parkway, MS-50P7, Redwood Shores, CA 94065, USA

お客様の申し込みには、製品名、製品のバージョン、会社名、送付先住所、ご担当者名とその電子メールアドレスを含める必要があります。当該ソースコードの送付については、物理メディアに関する費用がかかります。その場合、当該費用と支払方法について詳細を記した電子メールをお客様に送付します。お客様の申し込みは、該当する製品をオラクルが最後に出荷した日から 3 年以内になされる必要があります。この取り扱い、お客様が、オペレーティング・システム及び/又は組込ソフトウェアを物理メディアにて受領している場合のみ適用されます。

- e. お客様は、保管、不具合のある複製媒体の取替、又はプログラムの検査を目的としてのみ、オペレーティング・システム及び組込ソフトウェアを複製することができます。お客様は、オペレーティング・システム及び組込ソフトウェアに付されている著作権に関する記述又はラベルを除去することはできません。
- f. オラクルは対象ハードウェアに対し別のプログラム (Exadata Storage Server software など) を含めることがあります。お客様は、お客様が当該プログラムを使用するためのライセンスを特に付与された場合を除き、当該プログラムを使用する権限を有しないものとします。ただし、お客様は、当該プログラムの使用が本契約におけるトライアル・プログラムの条件に従うことを条件に、提供を受けた日から 30 日を上限として、当該プログラムを非業務処理目的で試用できます。
- g. お客様は、特定の対象ハードウェアを稼働するにあたり、お客様の環境がハードウェア・ドキュメントに定める最低限の必要条件を満たさなければならないことに同意します。当該必要条件は随時変更の可能性があり、当該変更内容は、オラクルからお客様に対し、適用されるハードウェア・ドキュメントを用いて伝達されます。

##### 2. (使用制限)

対象ハードウェアは、核施設の計画、建設、維持又は稼働のためのパーツ、コンポーネント又は組立部品として使用するために特に設計、製造又はそのように意図されているわけではありません。そのような目的での対象ハードウェアの使用は、禁止されています。

##### 3. (保証)

- a. オラクルは、(i) 対象ハードウェア、(ii) オペレーティング・システム及び組込ソフトウェア、(iii) オペレーティング・システム及び組込ソフトウェアの物理メディア (以下あわせて「対象メディア」といいます) について、限定的な保証を提供します。オラクルは、対象ハードウェアの出荷日から 1 年間、材料及び製造技術について重大な欠陥がないこと、及びオペレーティング・システム並びに組込ソフトウェアの使用が対象ハードウェアの欠陥の原因とはならないこと、を保証します。オラクルは、対象メディアの出荷日から 90 日間、その材料及び製造技術について重大な欠陥がないことを保証します。なお、オラクルは、対象ハードウェアが、エラーや中断なく稼働することを保証しません。対象ハードウェアの限定的な保証に関する詳細は、<http://www.oracle.com/jp/support/policy/index.html> (以下「Warranty Web Page」といいます) で参照することができます。Warranty Web Page にて規定される対象ハードウェアの保証に関する変更は、当該変更が規定された時点以前に注文されたハードウェアには適用されません。
- b. 本項に定める保証違反が発生した場合のオラクルのお客様に対する唯一の救済措置及び責任は、以下のいずれかに限定されます。
  - (A) 欠陥のある製品の修理、又はオラクルの裁量及び費用負担による交換、又は、
  - (B) 上記の修理又は交換が合理的に実現できない場合には、欠陥のある製品の購入価格の払い戻し、及び当該製品のためのテクニカル・サポートについてオラクルに支払い済みのテクニカル・サポート料金のうち未経過分の返還。法律で禁じられていない範囲で本条の保証が唯一のものであり、商品性及び特定目的への適合性についての保証や条件を含め、お客様による対象ハードウェアの注文に関してその他の明示的あるいは黙示的な保証や条件は一切ないものとします。上記保証に基づいて交換される部品やパーツは、新品でない場合があります。上記保証に基づいて対象ハードウェアから取り外されるすべての不良部品の所有権は、オラクルに移転します。
- c. 以下の場合にあてはまる対象ハードウェア、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア、又は対象メディアについては、保証は適用されないものとします。
  - i. オラクルの書面による同意なしに、変更、改変、又は追加等が加えられた場合 (対象ハードウェア上のオラクル/Sun シリアル番号タグを除去することを含みます)

- ii. 関連するドキュメントに従わない、間違った取扱い又は使用がなされた場合
- iii. オラクルの品質基準を満たさない方法で、第三者により修理された場合
- iv. オラクル又はオラクルが認証するインストール・パートナー以外の第三者によって不適切に設置された場合
- v. 保証の対象となっていない機器又はソフトウェアとともに使用したこと起因して問題が発生した場合
- vi. 他の場所に移動したこと起因して問題が発生した場合
- vii. 直接的、間接的にかかわらず、その使用が米国あるいはその他の国の輸出関連法規により禁止されている行為である場合
- viii. 最新の米国輸出規制リストに掲載されている者によって使用された場合
- ix. 米国の貿易禁止、又は貿易規制国に移動された場合
- x. 上記 ix の国での活動を支援するために、遠隔的に使用された場合
- xi. オラクル以外、又は、オラクルの正規販売店以外から購入された場合

#### 4. (ハードウェアの引渡し、設置及び受領)

- a. お客様は、対象ハードウェアの設置について責任を負います。(オラクルより当該ハードウェアのインストール・サービスを購入した場合を除きます。)
- b. オラクルは、対象ハードウェアを、お客様が注文書類にて出荷先として指定した場所、又は、注文書類に出荷先の記載がない場合には注文で指定された場所において引渡すものとします。国別の引渡し条件は Order and Delivery Policies に基づくものとし、かかるポリシーは <http://oracle.com/contracts> にて閲覧することができます。
- c. 対象ハードウェアの受け取りをもって引渡しとなります。
- d. オラクルは、部分的に引渡しをする場合があり、その場合にはお客様に対し相当対価の請求ができるものとします。
- e. オラクルは、対象ハードウェアの全体的なパフォーマンスに重大な悪影響を与えない範囲で、製品の代替や変更をする場合があります。
- f. オラクルは、お客様の注文した対象ハードウェアの数量やタイプに応じオラクルの過去の実績に準じた期間内に引渡しができるように商業的に合理的な範囲で努力するものとします。

#### 5. (所有権の移転)

ハードウェア機器の所有権は、その引渡しにより移転します。

#### R. (本契約の規定に対する対象ハードウェア固有の変更)

以下の定めは、お客様の注文に対象ハードウェアが含まれる場合に適用されます。

##### a. (権利及び制限)

本契約の第 D 条 (権利及び制限) 第 1 パラグラフ第 1 文中「対象プログラム」とあるのは、「対象プログラム、オペレーティング・システム及び組込ソフトウェア (以下に定義します)」とします。本契約の第 D 条 (権利及び制限) 第 1 パラグラフに、新たに第 2 文として以下の文言を追加するものとします。

『オラクル及びオラクルのライセンサーは、対象ハードウェアについて一切の知的財産権を保有します。』

本契約の第 D 条 (権利及び制限) 第 2 パラグラフ第 2 文中「対象ドキュメントに記載される」とあるのは、「対象ドキュメント、readme ファイル及び notice ファイルに記載される」とします。

##### b. (補償)

本契約の第 G 条 (補償) 中の「提供物」には、対象ハードウェア (以下に定義します) が含まれるものとします。

お客様が、オペレーティング・システムに対するオラクルのテクニカル・サポート (Oracle Premier Support for Systems、Oracle Premier Support for Operating Systems、又は Oracle Linux Premier Support、等) に加入していることを条件として、お客様が当該サポートに加入している期間中、(i) 本契約の第 G 条 (補償) 中の「提供物」には、オペレーティング・システム及び組込ソフトウェアが含まれるものとし、(ii) 本契約の第 G 条 (補償) 中の「プログラム」は、「プログラム又はオペレーティング・システム又は組込ソフトウェア (該当する場合)」に置き換えられるものとします。(お客様が当該サポートに加入していない／してなかった場合、オラクルは、オペレーティング・システム及び／又は組込ソフトウェアのお客様による使用について、お客様に対して補償を行わないものとします。) 但し、当該オペレーティング・システムが Oracle Linux である場合、<http://www.oracle.com/us/support/library/enterprise-linux-indemnification-069347.pdf> に明記されている Oracle Linux の対象ファイル以外のものについては、オラクルはお客様に対して補償を行わないものとします。本契約の第 G 条 (補償) 第 2 パラグラフに、新たに第 2 文として以下の文言を追加するものとします。「上記の定めにかかわらず、対象ハードウェアに関してのみ、対象ハードウェア (又はその一部) が第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、又は、侵害していると提供者が認めた場合は、提供者は、当該対象ハードウェア (又はその一部) を非侵害となるように (その実用性又は機能性を実質的に維持しながら) 交換又は修正するか、あるいは、その継続使用を可能とする使用権を取得するかいずれかの措置をとることができます。いずれの措置も商業上合理的でない場合は、提供者は当該対象ハードウェア (又はその一部) を取り外し、正味帳簿価額を返還することができます。

##### c. (テクニカル・サポート)

本契約の第 H 条 (テクニカル・サポート) 末尾に以下のパラグラフを加えるものとします。

『 お客様の注文により購入された対象ハードウェアのサポートは毎年更新することが可能であり、お客様が同じシステムを同じ構成で対象ハードウェアのサポートを更新する場合、初回及び 2 回目の更新年のテクニカル・サポートの料金は、前年度料金より 2% を超えて増加しないものとします。 』

初年度及び次年度以降の対象ハードウェアのサポートは、それが注文された場合、サービスが提供される時点で有効なオラクルの Hardware 及び Systems サポート・ポリシーに従って提供されます。お客様は、オラクルに協力し、オラクルがサービスを提供するために必要なアクセス、リソース、部材、人員、情報や許可を与えることに同意します。本契約の一部を構成する Oracle Hardware 及び Systems サポート・ポリシーは、オラクルの裁量で変更される場合があります。ただし、料金が既に支払われた期間中は、オラクルは、サービスのレベルを実質的に低下させることはありません。お客様は、注文をする前に、当該ポリシーを閲読しているものとします。最新の Hardware 及び Systems サポート・ポリシーは、<http://www.oracle.com/jp/support/policy/index.html> で閲覧することができます。

##### d. (契約の終了)

本契約第 1 条 (契約の終了) 第 2 文の「対象プログラム及び／又は提供を受けた対象サービス」を、「対象ハードウェア、対象プログラム及び／又は提供を受けた対象サービス」に置き換えます。本契約第 1 条 (契約の終了) 第 5 文中及び第 6 文の「対象プログラム及び／又は対象サービス」を、「対象プログラム、対象ハードウェア及び／又は対象サービス」に置き換えます。

##### e. (完全合意)

本契約第 1 条 (完全合意) の「対象プログラム及び／又は対象サービス」を、「対象プログラム、対象ハードウェア、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び／又は対象サービス」に置き換えます。

##### f. (責任の制限)

本契約第 M 条 (責任の制限) 第 2 文の「対象プログラム又は対象サービス」、「対象プログラム、あるいは対象サービス」を、それぞれ「対象プログラム、対象ハードウェア又は対象サービス」に置き換えます。

##### g. (輸出管理)

本契約の第 N 条 (輸出管理) の規定を以下の規定と置き換えるものとします。

『 対象プログラム及び対象ハードウェア（組込ソフトウェア及びオペレーティング・システムを含みます）には、米国、日本国及び関係する地域における輸出関連法規が適用されます。お客様は、本契約に基づき提供される対象プログラム（技術データを含みます）、対象ハードウェア（組込ソフトウェア及びオペレーティング・システムを含みます）及び対象サービスのあらゆる成果物の使用及び頒布にあたり、当該輸出関連法規が適用されることに同意し、お客様は、当該輸出関連法規（みなし輸出及びみなし再輸出に関する規制を含みます）の全てを遵守することに同意します。お客様は、対象サービスから生じる、データ、情報、プログラム、ハードウェア（組込ソフトウェア及びオペレーション・システムを含みます）及び／又は資料（又はそれらの直接的製品）が、当該輸出関連法規に違反して直接又は間接であるかを問わず輸出されないこと、当該輸出関連法規において禁止されたいかなる目的（核兵器、化学兵器、生物兵器の拡散、ミサイル技術の開発を含みますがこれに限定されません）にも使用されないことに同意します。お客様は、対象プログラム及び対象ハードウェア（組込ソフトウェア及びオペレーション・システムを含みます）の移転、輸出又は再輸出に伴う梱包明細書、インボイス、船積書類（Shipping Documents）、及びその他書類において、以下の表示を含めるものとします。

「これらの製品、技術、ソフトウェア又はハードウェア（組込ソフトウェア及びオペレーション・システムを含みます）は、米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）及び関連する輸出法令に従って米国から輸出されたものです。関連する輸出法令に反する転用は禁止されています。」』

#### h. （その他）

本契約の第0条（その他）第3項を削除し、以下の文言に置き換えるものとします。

『 お客様は、他の個人又は法人に対し、本契約を譲渡すること、また、対象プログラム、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び／又はあらゆる対象サービス、並びに、それらの権利を贈与、譲渡することはできません。お客様が対象プログラム、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び／又は対象サービスの成果物を担保に供した場合でも、当該担保権者は当該対象プログラム、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア及び／又は対象サービスの成果物を利用又は譲渡する権利を有しません。お客様が、対象ハードウェア、対象プログラムの使用権及び／又は対象サービスの取得に際して融資を受ける場合、お客様は <http://www.oracle.com/us/products/financing/policies/index.html> に掲載されるオラクルの融資に関するポリシーに従うものとします。前述の規定は、オープン・ソース又はこれに類似する条件に従い使用権許諾された Linux オペレーティング・システム、第三者テクノロジー又は別段のプログラムに対してお客様が別途有する権利を制限するものではありません。』

### S. （一般条項）

#### 1. （開始日）

- 対象ハードウェア、オペレーティング・システム、及び組込ソフトウェアについて、開始日とは、対象ハードウェアの受領日をいいます。但し、対象ハードウェア、オペレーティング・システム、及び組込ソフトウェアに関連する全ての対象サービスの実施期間は、対象ハードウェアの出荷日をもって開始日となります。なお、対象ハードウェアの出荷を必要としない場合は、注文の効力発生日をもって開始日となります。
- 全ての対象プログラムのライセンスは、物理メディアの出荷時点をもって、又は当該出荷が不要の場合は注文の効力発生日をもって、開始日となります。ただし、物理メディアの出荷と共に電子ダウンロードを選択された場合は、注文の効力発生日が開始日となります。対象プログラムに関連する全ての対象サービスの実施期間は、物理メディアの出荷日をもって、又は当該出荷が不要の場合は注文の効力発生日をもって、開始日となります。

#### 2. （対象地域）

- 対象ハードウェアは、お客様の注文書類に指定した引渡し場所の属する国、又は、注文書類に指定がない場合には注文で指定された場所が属する国に設置されるものとします。
- 対象プログラムは、個々の注文で指定された国で使用されるものとします。

#### 3. （対価、請求及び支払義務）

- 対象ハードウェアにつき支払うべき対価はすべて、取消不能とし、支払われた金額は払い戻されないものとします。お客様は、オラクルによって設定され、それぞれの時点で有効な注文変更料を負担することによって、出荷の前に、対象ハードウェアの注文内容の変更をすることができます。当該注文変更料は Order and Delivery Policies に基づくものとし、かかるポリシーは <http://oracle.com/contracts> にて閲覧することができます。
- お客様は、注文に基づく支払義務への合意にあたり、お客様が、いかなるハードウェア、プログラム及びそれらの更新版の将来の提供可能性をも前提としないことを了解し同意します。前述の規定は、お客様の注文及び本契約の条件に従い、(a)注文に基づき使用権許諾された対象プログラムのテクニカル・サポートをお客様が注文する場合において、当該時点で有効なオラクルの最新のテクニカル・サポート・ポリシーに従い、オラクルが当該テクニカル・サポート（提供可能な場合）を提供する義務を免除するものではなく、また、(b)注文に基づいてお客様に使用権許諾された対象プログラムの権利を変更するものではありません。
- お客様は、注文した製品及び／又はサービスに対する複数の請求書を受領する場合があることを了解するものとします。
- 対象ハードウェアの料金は、対象ハードウェアの開始日をもって請求されます。
- 対象プログラムの料金は、対象プログラムの開始日をもって請求されます。
- 対象サービスの料金は、対象サービスが履行される前に請求されます。また、テクニカル・サポート料金は年一回前払いで請求されます。
- オラクルはお客様に対して、注文に記載の対価に加えて、運送費用及び税金を請求できるものとし、お客様は、Order and Delivery Policies にて参照されている「インコタームズ」のいかなる明示的な定め又は一般的な解釈にかかわらず、運送費用及び税金に対して責任を負うものとします。Order and Delivery Policies は <http://oracle.com/contracts> にて閲覧することができます。

### T. （定義及び規則）

お客様に付与された使用権について十分な理解を得るため、お客様は、本契約の一部となるライセンス数の計算や条件を設定するための定義を閲読するものとします。

## 定義及び規則（ライセンス定義）（V110711\_D120311）

### Definitions and License Metrics

#### Adapter :

各 Oracle Internet Application Server Enterprise Edition にインストールされ、第三者のソフトウェア・アプリケーションの各バージョン並びにシステムとオラクル製品との間の情報のやり取りを容易にする、それぞれのソフトウェア・コード・インターフェースとして定義されます。

#### \$M Annual Transaction Volume :

\$M 単位で、購買注文によるオークションが Annual Transaction Volume で一度でもカウントされた場合、その後購買注文によるオークションであるかどうかにかかわらず、Oracle Exchange Marketplace ライセンスが使用された年の購買注文及び Oracle Exchange Marketplace で処理されたオークション金額の総額として定義されます（\$1M=108.6957 百万円）。

#### Applications National Language Support (NLS) Supplement Media Packs :

Applications NLS Supplement Media Pack に含まれている製品の一部のみが翻訳されています。既にテクニカル・サポートをご利用のお客様は、どの製品がサポート対象言語に翻訳されているか My Oracle Support で情報をご確認いただけます (<https://support.oracle.com>)。新規のお客様又はテクニカル・サポートをご利用でないお客様は、オラクル担当営業までお問い合わせください。

#### \$M in Application Annual Revenue :

\$M 単位で、使用権許諾されたプログラムを通じて処理された金額（税金を除きます）として定義されます（\$1M=108.6957 百万円）。Oracle Self-Service E-Billing 製品の場合、Annual Revenue は、請求期間毎に最低 1 登録ユーザーを持つ法人口座全てに対しての総請求金額に相当します。

#### Application User :

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1 台又は複数のサーバーにインストールされ、適切な使用権が許諾された対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。お客様が Oracle Self-Service Work Request オプションを、Oracle Enterprise Asset Management (EAM) と共に使用権許諾される場合、お客様は EAM と同数の Application User のライセンスを保持する必要があります。それにより、全従業員分の、作業要求の作成、その状況の参照及び作業完了予定日を参照するための無制限アクセスが付与されます。Order Management を使用権許諾された Application User は、受注内容を対象プログラムへ直接入力することが許諾されていますが、他のソースから電子的に受注内容が入力される場合は、別途使用権の許諾を受けなければなりません。Oracle Sourcing、Oracle Fusion Sourcing、Oracle iSupplier Portal、Oracle Fusion Supplier Portal、Oracle Services Procurement、PeopleSoft eSupplier Connection、PeopleSoft Strategic Sourcing 及び JD Edwards Supplier Self Service の場合、外部サプライヤによる使用は、お客様の Application User のライセンスに含まれています。

#### Application Read-Only User :

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、Application User として使用権を取得している対象プログラムに対して、検索並びにレポートのみを実行する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。

#### Brand :

特定の化合物に対応する製品名称として定義されます。当該化合物についての複数の剤型及び含量製品を含みます。

#### Case Report Form (CRF) Page :

12 ヶ月間に対象プログラムによりリモートで作成される物理的な紙の総合計ページ数 (Received Data Collection Instruments として対象プログラムで明確に測定されます) の「電子処理データ」として定義されます。お客様は、オラクルから追加の CRF Page の使用権を取得せずに、任意の 12 ヶ月間内に使用権許諾された CRF Page 数を超えて処理することはできません。

#### Collaboration Program User :

任意の一時点において、対象プログラムを実際に使用しているか否かにかかわらず、1 台又は複数のサーバー（コンピュータ）にインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。Beehive Synchronous Collaboration の使用権許諾及びユーザー数をカウントする場合は、お客様の社内における Collaboration Program User は、Web Conference を開催又は主催するユーザー及び、Web Conference に参加するユーザーとして定義されます。お客様の会社に外部から接続するすべての Web Conference の参加者であって（Web Conference を開催する目的ではなく）Web Conference に参加するだけの場合は使用権許諾を受ける必要はありません。

#### Compensated Individual :

対象プログラムにより算出される報酬の対象者である特定の個人として定義されます。Compensated Individual には、従業員、契約社員、退職者等が含まれますが、これらに限りません。

#### Computer :

対象プログラムがインストールされたコンピュータとして定義されます。1 Computer ライセンスは、お客様に、使用権許諾された対象プログラムを、特定された 1 台のコンピュータ上で使用することを認めています。Oracle Health Science Integration Engine プログラムの Computer 単位のライセンスにおいて、Communication Point とは、入力システム（病院又は医療現場の臨床検査システム等）、若しくは出力システム（臨床情報レポジトリ等）のインターフェースをいいます。

#### Concurrent User :

対象プログラムを同時に使用又はアクセス可能な個人として定義されます。Concurrent User は、お客様の顧客や見込み顧客のみが該当するものであり、ビジネス・パートナーやお客様の従業員は該当しません。

#### Connected Instance :

Oracle Policy Automation Connector for Oracle CRM On Demand と Oracle CRM OnDemand インスタンスの Web サービスのエンドポイント間の設定、として定義されます。Oracle CRM OnDemand インスタンスが Oracle Policy Automation Connector for Oracle CRM On Demand と連携して設定される毎に、Connected Instance を追加する必要があります。

#### Connector :

オラクルのソフトウェア製品と外部製品とを接続する個々のコネクタとして定義されます。個々の外部製品をオラクルのソフトウェア製品と連携するためには、それぞれ特定のコネクタが必要になります。

#### \$M Cost of Goods Sold :

\$M 単位で、会計年度内の総売上原価として定義されます（\$1M=108.6957 百万円）。売上原価が不明の場合は、総売上の 75%を売上原価と見なします。

#### **CPU :**

対象プログラムが稼働する、1 つ以上のコアの集合体より構成されるチップとして定義されます。コアの数にかかわらず、それぞれのチップは、1 個の CPU としてカウントされます。以下のプログラムにおいて、1 個の CPU 上に稼働する当該プログラムを、開発目的に限り、コピー、インストール、及び使用することができます。

- ・ Oracle Utilities Customer Care and Billing Application Workbench

#### **Custom Suite User :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1 台又は複数のサーバーにインストールされた Oracle Custom Applications Suite に含まれる対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。

#### **Customer :**

お客様の注文で特定された法人顧客として定義されます。第三者の業務処理目的で、対象プログラムを使用することはできず、また対象プログラムにアクセスすることはできません（お客様の顧客、パートナー、並びに関連会社を含みますが、これらに限りません）。当該対象プログラムを複製、インストール及び使用可能なコンピュータの数に制限はありません。

#### **Customer Account :**

対象プログラムを使用して、請求情報を管理並びに表示する一意の口座番号で特定される一意の顧客口座として定義されます。当該口座と関連づけられている個人口座保持者の数ではありません。

#### **Oracle Customer Data & Device Retention Service :**

本サービスの詳細は、<http://www.oracle.com/jp/support/policy/index.html> のテクニカル・サポート・ポリシー・セクション (Oracle Hardware 及び Systems サポート・ポリシー) に明記され、本詳細を参照することにより本契約の一部を構成します。

#### **Customer Record :**

対象プログラムを使用してアクセス可能な、一意の Customer Record (担当者レコード、見込み顧客レコード及び外部データソースのレコードを含みます) として定義されます。

#### **Developer User / Developer/ Developer Seat :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1 台又は複数のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。Developer User についてのみ、対象プログラム及び対象ドキュメントを作成、変更、閲覧並びにそれらを相互に情報共有することが可能です。

#### **Disk Drive :**

Oracle Exadata Storage Server Software program によりアクセスされるデータを格納する回転メディアデバイスとして定義されます。

#### **Electronic Order Line :**

12 ヶ月間にあらゆるソースから対象プログラムに電子的に入力される個々の受注明細行の総数として定義されます（使用権許諾されたユーザーによる手入力は含みません）。これは、外部の EDI/XML トランザクション及び/又は Oracle を含む他のアプリケーションで作成される受注明細行を含みます。お客様は、任意の 12 ヶ月間に使用権許諾された受注明細行数を超えて処理することはできません。

#### **Employee :**

(i) 常勤の社員、パートタイムの社員、一時雇用の社員、並びに (ii) 代理人、契約社員及びコンサルタントであって、対象プログラムにアクセスし、当該プログラムを使用し、又は当該プログラムによりトラッキングされる者の総数として定義されます。必要な使用権の数量は、実際に利用するユーザー数ではなく、Employee の数によって決定されます。また、お客様が、業務の全部又は一部を他社に外部委託している場合は、Employee の数を決定するため、当該他社の常勤の社員、パートタイムの社員、一時雇用の社員、代理人、契約社員及びコンサルタントであって、(i) お客様のために業務を提供する者、及び (ii) 対象プログラムにアクセスし、当該プログラムを使用し、又は当該プログラムによりトラッキングされる者、の総数を加算しなければなりません。

#### **Employee User :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1 台又は複数のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。

#### **Enterprise Employee :**

(i) 常勤の社員、パートタイムの社員、一時雇用の社員、並びに (ii) 代理人、契約社員及びコンサルタントであって、対象プログラムにアクセスし、当該プログラムを使用し、又は当該プログラムによりトラッキングされる者の総数として定義されます。必要な使用権の数量は、実際に利用するユーザー数ではなく、Enterprise Employee の数によって決定されます。また、お客様が、業務の全部又は一部を他社に外部委託している場合は、Enterprise Employee の数を決定するため、当該他社の常勤の社員、パートタイムの社員、一時雇用の社員、代理人、契約社員及びコンサルタントであって、(i) お客様のために業務を提供する者、及び (ii) 対象プログラムにアクセスし、当該プログラムを使用し、又は当該プログラムによりトラッキングされる者、の総数を加算しなければなりません。これらのプログラムの使用権の価格は、Enterprise Employee の数により決定されます。これらのプログラムにおける使用権の購入数は、お客様の注文の発効日時点の Enterprise Employee の数以上でなければなりません。Enterprise Employee の数が許諾された使用権の数を超えた時点で、お客様は、その Enterprise Employee の数が、新たに許諾される使用権の数以下になるように追加の使用権（及び追加の使用権に対するテクニカル・サポート）を注文する必要があります。Enterprise Employee の数が減少した場合でも、払戻しや支払い猶予、その他いかなる性質の斟酌も認められません。また、毎年、契約応当日（注文書が発効した月日をいいます）より 90 日前には、お客様は、当該契約応当日における Enterprise Employee の数をオラクルに対しご連絡いただく必要があります。

#### **Enterprise Full Time Equivalent (FTE) Student :**

教育機関に登録されている全日制の生徒数及び全日制の生徒数の 25%としてカウントする定時制の生徒数の合計として定義されます。「全日制」と「定時制」の定義は、お客様の生徒分類基準に基づきます。FTE Student に小数点以下の端数がある場合、必要なライセンス数は、小数点以下を四捨五入して計算します。これらのプログラムの使用権の価格は、Enterprise FTE Student の数により決定されます。これらのプログラムにおける使用権の購入数は、お客様の注文の発効日時点の Enterprise FTE Student の数以上でなければなりません。Enterprise FTE Student の数が許諾された使用権の数を超えた時点で、お客様は、その Enterprise FTE Student の数が、新たに許諾される使用権の数以下になるように追加の使用権（及び追加の使用権に対するテクニカル・サポート）を注文する必要があります。Enterprise FTE Student の数が減少した場合でも、払戻しや支払い猶予、その他いかなる性質の斟酌も認められません。また、毎年、契約応当日（注文書が発効した月日をいいます）より 90 日前には、お客様は、当該契約応当日における Enterprise FTE Student の数をオラクルに対しご連絡いただく必要があります。

#### **Enterprise Trainee :**

対象プログラムにより記録される従業員、契約社員、学生等として定義されます。これらのプログラムの使用権の価格は、Enterprise Trainee の数により

決定されます。これらのプログラムにおける使用権の購入数は、お客様の注文の発効日時時点の Enterprise Trainee の数以上でなければなりません。Enterprise Trainee の数が許諾された使用権の数を超えた時点で、お客様は、その Enterprise Trainee の数が、新たに許諾される使用権の数以下になるように追加の使用権（及び追加の使用権に対するテクニカル・サポート）を注文する必要があります。Enterprise Trainee の数が減少した場合でも、払戻しや支払い猶予、その他いかなる性質の斟酌も認められません。また、毎年、契約応当日（注文書が発効した月日をいいます）より 90 日前には、お客様は、当該契約応当日における Enterprise Trainee の数をオラクルに対しご連絡いただく必要があります。

**Enterprise \$M in Cost of Goods Sold :**

\$M 単位で、会計年度内の総売上原価として定義されます（\$1M=108.6957 百万円）。売上原価が不明の場合は、総売上上の 75%を売上原価と見なします。これらのプログラムの使用権の価格は、Enterprise \$M Cost of Goods Sold の総計により決定されます。これらのプログラムにおける使用権の購入数は、お客様の注文の発効日時時点の Enterprise \$M Cost of Goods Sold の総計以上でなければなりません。Enterprise \$M Cost of Goods Sold の総計が許諾された使用権の数量を超えた時点で、お客様は、その Enterprise \$M Cost of Goods Sold の総計が、新たに許諾される使用権の数量以下になるように追加の使用権（及び追加の使用権に対するテクニカル・サポート）を注文する必要があります。Enterprise \$M Cost of Goods Sold の金額が減少した場合でも、払戻しや支払い猶予、その他いかなる性質の斟酌も認められません。また、毎年、契約応当日（注文書が発効した月日をいいます）より 90 日前には、お客様は、当該契約応当日における Enterprise \$M Cost of Goods Sold の総計をオラクルに対しご連絡いただく必要があります。

**Enterprise \$M in Freight Under Management :**

\$M 単位で、使用権許諾期間中の任意の 1 年間（暦年）の入出荷全ての支払輸送費の総額として定義されます（\$1M=108.6957 百万円）。FUM (Freight Under Management) には、お客様が実際に購入した貨物、及びお客様が輸送管理をする貨物（例えば、輸送管理サービスをお客様の顧客に代わって購入するのではなく、お客様自身が輸送管理サービスをお客様の顧客向けに提供している場合）の輸送費の合計額を含むものとします。第三者が輸送費を負担している場合（例えば、納入業者の前払いによる受入貨物の輸送費）も FUM の総額に含まれるものとします。これらのプログラムの使用権の価格は、Enterprise \$M FUM の総計により決定されます。これらのプログラムにおける使用権の購入数は、お客様の注文の発効日時時点の Enterprise \$M FUM の総計以上でなければなりません。Enterprise \$M FUM の総計が許諾された使用権の数量を超えた時点で、お客様は、その Enterprise \$M FUM の総計が、新たに許諾される使用権の数量以下となるように追加の使用権（及びその追加の使用権に対するテクニカル・サポート）を注文する必要があります。Enterprise \$M FUM の金額が減少した場合でも、払戻しや支払い猶予、その他いかなる性質の斟酌も認められません。また、毎年契約応当日（注文書が発効した月日をいいます）より 90 日前には、お客様は、当該契約応当日における Enterprise \$M FUM の総計をオラクルに対しご連絡いただく必要があります。

**Enterprise \$M in Operating Budget :**

\$M 単位で、外部の会計法人からの監査報告を反映した、お客様の予算の総額として定義されます（\$1M=108.6957 百万円）。これらのプログラムの使用権の価格は、Enterprise \$M in Operating Budget の総計により、決定されます。これらのプログラムにおける使用権の購入数は、お客様の注文の発効日時時点の Enterprise \$M in Operating Budget の総計以上でなければなりません。Enterprise \$M in Operating Budget の総計が許諾された使用権の数量を超えた時点で、お客様は、その Enterprise \$M in Operating Budget の総計が、新たに許諾される使用権の数量以下になるように追加の使用権（及び追加の使用権に対するテクニカル・サポート）を注文する必要があります。Enterprise \$M in Operating Budget の金額が減少した場合でも、払戻しや支払い猶予、その他いかなる性質の斟酌も認められません。また、毎年契約応当日（注文書が発効した月日をいいます）より 90 日前には、お客様は、当該契約応当日における Enterprise \$M in Operating Budget の総計をオラクルに対しご連絡いただく必要があります。

**Enterprise \$M in Revenue :**

\$M 単位で、会計年度内に発生した費用や税金を差し引く前の総収入（営業外収入及び特別利益を含みます。ただし、評価益は除きます）として定義されます（\$1M=108.6957 百万円）。これらのプログラムの使用権の価格は、Enterprise \$M in Revenue の総計により決定されます。これらのプログラムにおける使用権の購入数は、お客様の注文の発効日時時点の Enterprise \$M in Revenue の総計以上でなければなりません。Enterprise \$M in Revenue の総計が許諾された使用権の数量を超えた時点で、お客様は、その Enterprise \$M in Revenue の総計が、新たに許諾される使用権の数量以下になるように追加の使用権（及び追加の使用権に対するテクニカル・サポート）を注文する必要があります。Enterprise \$M in Revenue の金額が減少した場合でも、払戻しや支払い猶予、その他いかなる性質の斟酌も認められません。また、毎年、契約応当日（注文書が発効した月日をいいます）より 90 日前には、お客様は、当該契約応当日における Enterprise \$M in Revenue の総計をオラクルに対しご連絡いただく必要があります。

**Exadata and Exalogic Elastic Cloud Installation Services, Start-Up Packs and Configuration/Upgrade Services :**

Exadata 及び/又は Exalogic Elastic Cloud Service の詳細は、www.oracle.com/contracts の Advanced Customer Services セクションに明記され、本詳細を参照することにより本契約の一部を構成します。（注：2011 年 9 月 17 日現在、国により一部提供されないサービスがあります。詳細はオラクルまでお問い合わせください）

**Expense Report :**

12 ヶ月間に Internet Expenses で処理される経費精算書の総数として定義されます。お客様は、任意の 12 ヶ月間内に使用権許諾された経費精算書を超えて処理することはできません。

**Faculty User :**

認定された教育學術機関で現職にある教職員として定義されます。該当するユーザーは、研究及び非営利の目的でのみ対象プログラムを使用することができます。

**Field Technician :**

お客様が、対象プログラムを使用する現場に派遣するエンジニア、技術者、担当者、並びにその他の方（それらの管理者を含みます）として定義されます。

**\$M Freight Under Management :**

\$M 単位で、使用権許諾期間中の任意の 1 年間（暦年）の入出荷全ての輸送費の総額として定義されます（\$1M=108.6957 百万円）。FUM (Freight Under Management) には、お客様が実際に購入した貨物、及びお客様が輸送管理をする貨物（例えば、輸送管理サービスをお客様の顧客に代わって購入するのではなく、お客様自身が輸送管理サービスをお客様の顧客向けに提供している場合）の輸送費の合計額を含むものとします。第三者が輸送費を負担している場合（例えば、納入業者の前払いによる受入貨物の輸送費）も FUM の総額に含まれるものとします。

**Full Time Equivalent (FTE) Student :**

教育機関に登録されている全日制の生徒数及び全日制の生徒数の 25%としてカウントする定時制の生徒数の合計として定義されます。「全日制」と「定時制」の定義は、お客様の生徒分類基準に基づきます。FTE Student に小数点以下の端数がある場合、必要なライセンス数は、小数点以下を四捨五入して計算します。

**Guest Room :**

対象プログラムによって管理される客室の数として定義されます。

**Hosted Named User :**

任意の一時点において、実際にアクセスしているか否かにかかわらず、ホスティング・サービスにアクセスする権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。

**1K Invoice Line :**

12ヶ月間に対象プログラムが処理する1,000請求明細行として定義されます。お客様はオラクルから追加の Invoice Line の使用权を取得せずに、任意の12ヶ月間内に使用权許諾された Invoice Line 数を超過して処理することはできません。

**IVR Port :**

音声自動応答装置 (Interactive Voice Response system ; IVR システム) において受け付ける1発信者として定義されます。お客様は、IVR システムにより同時に受け付け可能な発信者の最大数を表す IVR Port の数に対して、ライセンスを契約しなければなりません。

**Learning Credits :**

<http://www.oracle.com/jp/education>に掲載されている Oracle University のオンライン・カタログに定める研修製品およびサービスを購入する場合に、同 URL に規定する条件に従って使用することができます。Learning Credits は、お客様が注文する時点で有効なカタログに記載された価格で製品又はサービスを購入する場合にのみ使用することができ、お客様が注文する時点で、割引又はプロモーション (キャンペーン等) の対象となっている製品又はサービスには使用できません。カタログに記載された価格は、オラクルがお客様向けに定めた割引が適用された場合は減額されます。前述の定めにかかわらず、Learning Credits は、お客様の注文に関連した税金、媒体代金及び/又は経費の支払いにも利用できません。ただし、前述の割引は、当該税金、媒体代金及び/又は経費には適用されません。Learning Credits は、オラクルがお客様の注文を受理した日から12ヶ月間有効であり、お客様は、この期間の終了前に製品を購入し、かつ購入したサービスを利用しなければなりません。お客様は、Learning Credits を取得した国においてのみ使用できるものとし、また、別の Learning Credits に対する支払方法としては使用できないものとします。また、単一の製品又はサービスを購入するために、あるいは、関連する税金、媒体代金及び/又は経費を支払うために、異なる Learning Credits アカウントを使用することはできません。Learning Credits は、移転及び譲渡することができません。Learning Credits を利用して製品又はサービスを注文する場合、お客様に対しオラクルの標準注文書類の締結をお願いする場合があります。

**\$M in Managed Assets :**

\$M 単位で、以下を合計した金額として定義されます (\$1M=108.6957 百万円)。

- (1) キャピタル・リース、直接金融型リース及びその他ファイナンス・リース (残余価値を含みます) の投資資産の帳簿価額 (他者のために所有又は管理しているか否か、対象プログラム上で有効か否かを問いません)
- (2) オペレーティング・リース資産の帳簿価額 (他者のために所有又は管理しているか否か、対象プログラム上で有効か否かを問いません)
- (3) ローン、手形、条件付売買契約及びその他の売上債権の帳簿価額 (他者のために所有又は管理しているか否か、対象プログラム上で有効か否かを問いません)
- (4) 他者のための所有又は管理し、過去にリースされ、対象プログラム上で有効であった非収益資産の帳簿価額 (リース期間が満了した資産及び再取得した資産を含みます)
- (5) 対象プログラム上で作成され有効な、過去12ヶ月以内に売却されたリース及びローンの対象となっている資産の取得原価

**Managed Resource :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1台又は複数のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。また、対象プログラムにより管理されているお客様の従業員、契約社員、パートナー及びその他の個人又は法人は、必要な Managed Resource ライセンスの数を決定する場合において、カウントの対象となります。

**Member Record :**

対象プログラムで管理される、一意のカスタマー・ロイヤリティ・プログラム (例: 顧客へのポイントサービス) の Member Record として定義されます。100K Member Records は、10万 Member Record となります。

**Module :**

対象プログラムが稼動する各本番環境データベースとして定義されます。

**Monitored User :**

任意の一時点において、実際に監視されているか否かにかかわらず、1台又は複数のサーバーにインストールされた Analytics プログラムによって監視される特定の個人として定義されます。Named User Plus 単位又は Application User 単位で使用権許諾されている Analytics プログラムの各ユーザーは、Monitored User 単位では使用権許諾されません。Usage Accelerator Analytics プログラムにおいては、お客様が使用権許諾されている CRM Sales Application プログラムの全てのユーザーは、Monitored User 単位で使用権許諾されなければなりません。Human Resources Compensation Analytics プログラムにおいては、お客様の全従業員は、Monitored User 単位で使用権許諾されなければなりません。

以下の Oracle Governance, Risk, and Compliance Application において、Monitored User 数は、E-Business Suite の User Administration 機能で作成/定義され、対象プログラムによって監視される一意の E-Business Suite ユーザー (個人) の総数と同じになります。iProcurement 及び/又は Self-Service Human Resources のユーザーは含みません。

- Application Access Controls Governor
- Application Access Controls for E-Business Suite
- Configuration Controls Governor
- Configuration Controls for E-Business Suite
- Transaction Controls Governor
- Preventive Controls Governor
- Governance, Risk, and Compliance Controls Suite

以下の PeopleSoft Enterprise Governance, Risk, and Compliance Application において、Monitored User 数は、対象製品が監視する一意の PeopleSoft Enterprise (又は、その他全てのカスタム・アプリケーション/プログラム) ユーザー (個人) の総数と同じになります。

- Application Access Controls Governor
- Application Access Controls for PeopleSoft Enterprise
- Configuration Controls Governor
- Configuration Controls for PeopleSoft Enterprise

**MySQL Cluster Carrier Grade Edition Annual Subscription, MySQL Enterprise Edition Annual Subscription and MySQL Standard Edition Annual Subscription :**

特定のプログラム及び MySQL Community Edition に適用される価格単位に従い当該プログラムを使用する権利、及び注文に特定される期間、当該プログラムに対する Software Update License & Support を受ける権利として定義されます。MySQL Community Edition とは、GPL (General Public License) に基づき使用権許諾された MySQL をいいます。MySQL Community Edition に対する Software Update License & Support には、いかなる種類の更新版も含まれないものとします。定期使用 (サブスクリプション) の期間は、お客様の注文書に別段の定めのない限り、定期使用に関する注文書の発効日より開始します。お客様の注文が Oracle Store を通じてなされる場合、その効力発生日は、オラクルによりお客様の注文が受理された日となります。オラクルの Software Update License & Support サービスは、当該定期使用 (サブスクリプション) サービスが提供される時に有効なテクニカル・サポート・ポリシーに基づき提供されます。お客様は、以下の全てのサーバーに対する定期使用 (サブスクリプション) ライセンスを入手しなければなりません。

- MySQL Cluster Carrier Grade Edition、MySQL Enterprise Edition 及び/又は MySQL Standard Edition が導入されているサーバー
- MySQL Community Edition が導入されているサーバー

MySQL Community Edition が導入されているあらゆるサーバーに対するオラクルの Software Update License & Support サービスを入手する場合、お客様は、オラクルの Software Update License & Support サービスを入手している MySQL Community Edition の全てのサーバーに対する定期使用（サブスクリプション）ライセンスも購入しなければなりません。お客様は、あらゆるレベル（MySQL Cluster Carrier Grade Edition レベル、MySQL Enterprise Edition レベル及び/又は MySQL Standard Edition レベル等）で、MySQL Community Edition の定期使用（サブスクリプション）ライセンスに対するオラクルの Software Update License & Support サービスを入手することができます。当該期間の終了時、お客様は、当該定期使用（サブスクリプション）に対する最新の対価の支払いをもって、お客様の定期使用（サブスクリプション）を更新することができるものとします（当該定期使用（サブスクリプション）サービスが利用可能な場合に限り）。お客様の定期使用（サブスクリプション）を更新しない場合、対象プログラムを使用するお客様の権利は終了し、お客様は、該当する non-Community Edition ライセンス（MySQL Cluster Carrier Grade Edition、MySQL Enterprise Edition、及び/又は MySQL Standard Edition のライセンス等）に基づきお客様に提供された全てのアプリケーション、ツール、及びバイナリを削除しなければなりません。お客様の定期使用（サブスクリプション）を更新しない場合、お客様はいかなるアップデート（パッチ又はその後のバージョン等）も受領できず、お客様の定期使用（サブスクリプション）を後日再開する場合は、再契約料金の対象となる場合もあります。

#### **Named User Plus / Named User (Technology プログラム以外) :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1台又は複数のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。この定義の以下の条項全ては Named User Plus のライセンスにのみ適用されるものとし、Named User のライセンスには適用されません。対象プログラムを使用する権限を付与された全ての個人に加え、人が直接操作しないような装置であっても、当該装置が対象プログラムにアクセスできる場合には、Named User Plus としてカウントされます。多重化したハードウェア又はソフトウェア (TP モニター、Web サーバー製品等) が使用されている場合、Named User Plus 数は、多重化した当該ハードウェア又はソフトウェアのフロント・エンド側 (多重化したハードウェア/ソフトウェアに接続するユーザー及び装置の総数) で計算しなければなりません。コンピュータ間のデータの自動バッチ処理は認められています (Named User Plus の総数に含める必要はありません)。お客様は、Licensing Rules セクションの最少ユーザー数の一覧表に含まれる対象プログラムに関しては、プロセスあたりの Named User Plus の最少ユーザー数が維持されるよう保証する責任を負います。最少ユーザー数の一覧表が定める、契約上必要とする Named Users Plus の最少数を満たしたうえで、実際のユーザー全てが使用権許諾されなければなりません。

- (1) 以下のプログラムにおいて、必要な Named User Plus のライセンス数を決定する場合は、(以下のプログラムが) 管理または監視対象とするプログラムのユーザー数のみをカウントします。
  - Configuration Management Pack for Applications
  - System Monitoring Plug-in for Non-Oracle Databases
  - System Monitoring Plug-in for Non-Oracle Middleware
  - Management Pack for Non-Oracle Middleware
  - Management Pack for WebCenter Suite
  - Data Masking Pack for Non-Oracle Databases
  - Test Data Management Pack for Non-Oracle Databases
- (2) 以下のプログラムにおいて、必要な Named User Plus のライセンス数を決定する場合は、エミュレートされた実ユーザーと、人が直接操作しないような装置が、それぞれ Virtual User とみなされ、カウントの対象となります。
  - Load Testing
  - Load Testing Developer Edition
  - Load Testing Accelerator for Web Services
  - Load Testing Accelerator for Oracle Database
  - Applications Load Testing Accelerators
- (3) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、それぞれ管理されている対象プログラムの全てのユーザーをカウントしなければなりません。
  - Application Management Suite for Oracle E-Business Suite
  - Application Management Suite for PeopleSoft
  - Application Management Suite for Siebel
  - Application Management Suite for JD Edwards EnterpriseOne
  - Real User Experience Insight
  - Application Replay Pack
- (4) Oracle GoldenGate において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入手するデータベースのユーザー及び (b) お客様がデータを適用するデータベースのユーザーのみ、カウントしなければなりません。
- (5) Oracle GoldenGate for Non Oracle Database において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a)お客様がデータを入手するデータベースのユーザー及び(b)お客様がデータを適用するデータベースのユーザーのみ、カウントしなければなりません。
- (6) Oracle GoldenGate for Mainframe において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a)お客様がデータを入手するデータベースのユーザー及び(b)お客様がデータを適用するデータベースのユーザーのみ、カウントしなければなりません。
- (7) Oracle GoldenGate for Teradata Replication Services において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a)お客様がデータを入手するデータベースのユーザー及び(b)お客様がデータを適用するデータベースのユーザーのみ、カウントしなければなりません。

#### **Named User Plus (Technology プログラム用) :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1台のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。対象プログラムを使用する権限を付与された全ての個人に加え、人が直接操作しないような装置であっても、当該装置が対象プログラムにアクセスできる場合には、Named User Plus としてカウントされます。多重化したハードウェア又はソフトウェア (TP モニター、Web サーバー製品等) が使用されている場合、Named User Plus 数は、多重化した当該ハードウェア又はソフトウェアのフロント・エンド側 (多重化したハードウェア/ソフトウェアに接続するユーザー及び装置の総数) で計算しなければなりません。コンピュータ間のデータの自動バッチ処理は認められています (Named User Plus の総数に含める必要はありません)。お客様は、Licensing Rules セクションの最少ユーザー数の一覧表に含まれる対象プログラムに関しては、プロセスあたりの Named User Plus の最少ユーザー数が維持されるよう保証する責任を負います。最少ユーザー数の一覧表が定める、契約上必要とする Named Users Plus の最少数を満たしたうえで、実際のユーザー全てが使用権許諾されなければなりません。

- (1) 以下のプログラムにおいて、必要な Named User Plus のライセンス数を決定する場合は、(以下のプログラムが) 管理または監視対象とするプログラムのユーザー数のみをカウントします。
  - Configuration Management Pack for Applications
  - System Monitoring Plug-in for Non-Oracle Databases
  - System Monitoring Plug-in for Non-Oracle Middleware
  - Management Pack for Non-Oracle Middleware
  - Management Pack for WebCenter Suite

- Data Masking Pack for Non-Oracle Databases
- Test Data Management Pack for Non-Oracle Databases

- (2) 以下のプログラムにおいて、必要な Named User Plus のライセンス数を決定する場合は、エミュレートされた実ユーザーと、人が直接操作しないような装置が、それぞれ Virtual User とみなされ、カウントの対象となります。
- Load Testing
  - Load Testing Developer Edition
  - Load Testing Accelerator for Web Services
  - Load Testing Accelerator for Oracle Database
  - Applications Load Testing Accelerators
- (3) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、それぞれ管理されている対象プログラムの全てのユーザーをカウントしなければなりません。
- Application Management Suite for Oracle E-Business Suite
  - Application Management Suite for PeopleSoft
  - Application Management Suite for Siebel
  - Application Management Suite for JD Edwards EnterpriseOne
  - Real User Experience Insight
  - Application Replay Pack
- (4) Oracle GoldenGate において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入手するデータベースのユーザー及び (b) お客様がデータを適用するデータベースのユーザーのみ、カウントしなければなりません。
- (5) Oracle GoldenGate for Non Oracle Database において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入手するデータベースのユーザー及び (b) お客様がデータを適用するデータベースのユーザーのみ、カウントしなければなりません。
- (6) Oracle GoldenGate for Mainframe において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入手するデータベースのユーザー及び (b) お客様がデータを適用するデータベースのユーザーのみ、カウントしなければなりません。
- (7) Oracle GoldenGate for Teradata Replication Services において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入手するデータベースのユーザー及び (b) お客様がデータを適用するデータベースのユーザーのみ、カウントしなければなりません。

#### Network Device :

コンピュータ間並びにコンピュータ・ネットワーク間の通信経路の決定及び通信管理を主目的とするハードウェア及び/又はソフトウェアとして定義されます。Network Device の例としては、 ルーター、ファイアウォール、ネットワークロードバランサが含まれますが、これらに限定されません。

#### Non Employee User - External :

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1 台又は複数のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人（お客様の従業員、契約社員、業務委託者を除きます）として定義されます。

#### Oracle Financing Contract :

お客様とオラクル（又はオラクルの関連会社）の間で取り交わす契約であって、お客様の注文に基づきオラクルに支払うべき金額の一部又は全部の長期間の支払について定めるものをいいます。

#### Oracle Standard Installation Services :

対象ハードウェアのインストール・サービスの詳細は、www.oracle.com/contracts の Advanced Customer Services セクションに明記され、本詳細を参照することにより本契約の一部を構成します。（注：2011 年 9 月 17 日現在、国により一部提供されないサービスがあります。詳細はオラクルまでお問い合わせください）

#### Order Line :

12 ヶ月間に対象プログラムが処理する受注明細行の総数として定義されます。個別のお客様の受注や見積りの一部として複数の受注明細行の入力も可能です。また、Oracle Configurator で複数の受注明細行を自動的に作成することも可能です。お客様はオラクルから追加の Order Line の使用権を取得せずに、任意の 12 ヶ月間に使用権許諾された Order Line 数を超過して処理することはできません。

#### Order Management User :

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1 台又は複数のサーバーにインストールされ、適切な使用権が許諾された対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。Order Management User は、受注内容を対象プログラムへ直接入力することが許諾されていますが、他のソースから電子的に受注内容が入力される場合は、別途使用権許諾されなければなりません。

#### Orders :

12 ヶ月間に EDI、XML 又は他の電子的手段（Oracle Purchasing から送られる購買注文を含みます）を通じて、全ての対象プログラムについて、電子的に入力される注文（使用権許諾された Professional User による手入力を除きます）の個々の受注件数の総数として定義されます。お客様は、任意の 12 ヶ月間に使用権許諾された受注件数を超過して処理することはできません。

#### Partner Organization :

開発、マーケティングや販売など付加価値サービスを提供する外部の第三者企業として定義されます。業種のタイプにより、Partner Organization の役割及び名称（例えば、再販業者、ディストリビュータ、代理店、ディーラー又はブローカー等）が異なります。

#### Person :

お客様の組織の、現職の従業員及び契約社員、システムで管理されている 1 つ以上の給付金制度（例えば、年金制度等）の権利を持つ、並びにシステム経由で受給を継続している元従業員として定義されます。Project Resource Management の場合、プロジェクトに予定されている個人として定義されます。必要な使用権の総数は、対象のシステムに履歴が登録される常勤及び非常勤従業員の最大数に基づきます。

#### Physical Server :

対象プログラムがインストールされる物理的なサーバーとして定義されます。

#### Ported Number :

エンドユーザーが通信事業者を別の事業者に変更しても、そのまま変更せずに使用できる電話番号として定義されます。ある電話交換設備に属していたその電話番号は、別の電話交換設備の電話番号として移行されます。

**Processor (Technology プログラム以外) :**

対象プログラムがインストールされ及び/又は稼働しているサーバー上のプロセッサの総数として定義されます。Processor 単位で使用権許諾された対象プログラムは、お客様の社内のユーザー（代理人や契約社員を含む）及びお客様の（業務を遂行する）ために使用する第三者のユーザーにより、アクセス可能です。必要となるライセンスの数は、プロセッサのコアの総数に、<http://oracle.com/contracts> よりアクセス可能な Oracle Processor Core Factor Table に記載されているプロセッサのコアの係数（以下「コア係数」）を乗じて決定されます。使用権許諾された各対象プログラムのための全てのマルチコア・チップ上に搭載されているコアの総数は、当該プロセッサの適切なコア係数を乗じる前に合計するものとし、（係数を乗じた後に生じた）端数は全て切り上げるものとします。ただし、(Java SE Support, Java SE Advanced 及び Java SE Suite を除く) 製品の名称の中に Standard Edition One 又は Standard Edition を含む対象プログラムが使用権許諾される場合、プロセッサの数は、プロセッサが搭載されたソケットの数に相当します。また、マルチチップ・モジュールの場合には、マルチチップ・モジュール上の各チップを、プロセッサが搭載された1つのソケットとしてカウントします。

例えば、対象プログラムがインストールされ及び/又は稼働するサーバーが6コアを有し、コア係数が0.25のマルチコア・プロセッサの場合には、2プロセッサ分のライセンスが必要となります（6コア×0.25 = 1.50 小数点以下切り上げ：2プロセッサ）。別の例として、対象プログラムがインストールされ及び/又は稼働するサーバーが、Oracle Processor Core Factor Table で特に記載されていないハードウェア・プラットフォームにおけるマルチコア・プロセッサで10コアを有する場合には、10プロセッサ分のライセンスが必要となります（10コア×1.0 = 10：「All other multicore chips」の場合は10プロセッサと同等となります）。

\* これらの例は、Standard Edition One プログラム並びに Standard Edition プログラムには適用されません。

- (1) Oracle Healthcare Transaction Base において、必要なライセンス数を決定する場合は、Internet Application Server Enterprise Edition 及び Oracle Healthcare Transaction Base プログラム両方のプログラムがインストールされ及び/又は稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。
- (2) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、Internet Application Server (Standard Edition 及び/又は Enterprise Edition) 及び使用権許諾されたプログラム（以下のプログラム）が稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。これらの使用権に基づいて、別途使用権許諾された Oracle Database (Standard Edition 及び/又は Enterprise Edition) がインストールされ及び/又は稼働するサーバー上のプロセッサにも、使用権許諾されたプログラムをインストールし及び/又は稼働させることができます。
  - ・ iSupport
  - ・ iStore
  - ・ Configurator
- (3) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、（以下のプログラムが）管理または監視対象とするプログラムが稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。
  - ・ Configuration Management Pack for Applications
  - ・ System Monitoring Plug-in for Non-Oracle Databases
  - ・ System Monitoring Plug-in for Non-Oracle Middleware
  - ・ Management Pack for Non-Oracle Middleware
  - ・ Management Pack for WebCenter Suite
  - ・ Grid Engine
  - ・ Data Masking Pack for Non-Oracle Databases
  - ・ Test Data Management Pack for Non-Oracle Databases
- (4) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、それぞれ管理されている対象プログラムに対応するミドルウェア及び/又はデータベース・ソフトウェアが稼働するサーバー上のプロセッサの総数をカウントしなければなりません。
  - ・ Application Management Suite for Oracle E-Business Suite
  - ・ Application Management Suite for PeopleSoft
  - ・ Application Management Suite for Siebel
  - ・ Application Management Suite for JD Edwards EnterpriseOne
- (5) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、それぞれ管理されている対象プログラムに対応するミドルウェア・ソフトウェアが稼働するサーバー上のプロセッサの総数をカウントしなければなりません。
  - ・ Application Replay Pack
  - ・ Real User Experience Insight
- (6) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、対応するターゲット・データベースが稼働するサーバー上のプロセッサの総数のみをカウントしなければなりません。
  - ・ Informatica PowerCenter and PowerConnect Adapters
  - ・ Application Adapters for Warehouse Builder (PeopleSoft, Oracle E-Business Suite, Siebel, 及び SAP 向け)
- (7) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、対応するターゲット・データベースが稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。
  - ・ Data Integrator Enterprise Edition
  - ・ Data Integrator Enterprise Edition for Oracle Applications
  - ・ Data Integrator and Application Adapter for Data Integration
  - ・ Informatica PowerCenter and PowerConnect Adapters
  - ・ Application Adapters for Data Integration
  - ・ Application Adapters for Warehouse Builder (PeopleSoft, Oracle E-Business Suite, Siebel, 及び SAP 向け)
- (8) Audit Vault Collection Agent において、必要なライセンス数を決定する場合は、監査データが収集されるデータベース・ソースが稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。
- (9) In-Memory Database Cache において、必要なライセンス数を決定する場合は、In-Memory Database Cache プログラムの Times Ten In-Memory Database コンポーネントがインストールされ及び/又は稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。
- (10) Oracle GoldenGate 及び Oracle GoldenGate for Mainframe において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入力するデータベースが稼働するプロセッサ及び (b) お客様がデータを適用するデータベースが稼働するプロセッサのみ、カウントしなければなりません。
- (11) Oracle GoldenGate for Teradata Replication Services において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入力するデータベースが稼働するプロセッサ及び (b) お客様がデータを適用するデータベースが稼働するプロセッサのみ、カウントしなければなりません。

(12) 以下のプログラムの場合は、クエリーが処理されるプロセッサのみ、カウントしなければなりません。

・ Oracle ATG Web Commerce Search

対象プログラムがインストールされた任意のサーバー上の特定のプロセッサ全てが、設定されたコンテンツ・ソースのインデックス・コンテンツのみを目的として使用される場合は、その特定のプロセッサは、カウントする必要はありません。

**Processor (Technology プログラム用) :**

対象プログラムがインストールされ及び/又は稼働しているサーバー上のプロセッサの総数として定義されます。Processor 単位の対象プログラムは、特定のサーバー1 台かつ 1 製品単位で使用権が付与されます。Processor 単位で使用権許諾された対象プログラムは、お客様の社内のユーザー（代理人や契約社員を含む）及びお客様の（業務を遂行する）ために使用する第三者のユーザーにより、アクセス可能です。必要となるライセンスの数は、プロセッサのコアの総数に、<http://oracle.com/contracts> よりアクセス可能な Oracle Processor Core Factor Table に記載されているプロセッサのコアの係数（以下「コア係数」）を乗じて決定されます。使用権許諾された各対象プログラムのための全てのマルチコア・チップ上に搭載されているコアの総数は、当該プロセッサの適切なコア係数を乗じる前に合計するものとし、（係数を乗じた後に生じた）端数は全て切り上げるものとします。ただし、(Java SE Support、Java SE Advanced 及び Java SE Suite を除く) 製品の名称の中に Standard Edition One 又は Standard Edition を含む対象プログラムが使用権許諾される場合、プロセッサの数は、プロセッサが搭載されたソケットの数に相当します。また、マルチチップ・モジュールの場合には、マルチチップ・モジュール上の各チップを、プロセッサが搭載された 1 つのソケットとしてカウントします。

例えば、対象プログラムがインストールされ及び/又は稼働するサーバーが 6 コアを有し、コア係数が 0.25 のマルチコア・プロセッサの場合には、2 プロセッサ分のライセンスが必要となります（6 コア×0.25 = 1.50 小数点以下切り上げ：2 プロセッサ）。別の例として、対象プログラムがインストール及び/又は稼働するサーバーが、Oracle Processor Core Factor Table で特に記載されていないハードウェア・プラットフォームにおけるマルチコア・プロセッサで 10 コアを有する場合には、10 プロセッサ分のライセンスが必要となります（10 コア×1.0 = 10 : 「All other multicore chips」の場合は 10 プロセッサと同等となります）。

\*これらの例は、Standard Edition One プログラム並びに Standard Edition プログラムには適用されません。

(1) Oracle Healthcare Transaction Base において、必要なライセンス数を決定する場合は、Internet Application Server Enterprise Edition 及び Oracle Healthcare Transaction Base プログラム両方のプログラムがインストールされ及び/又は稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。

(2) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、Internet Application Server (Standard Edition 及び/又は Enterprise Edition) 及び使用権許諾されたプログラム（以下のプログラム）が稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。上記の使用権に基づいて、別途使用権許諾された Oracle Database (Standard Edition 及び/又は Enterprise Edition) がインストールされ及び/又は稼働するサーバー上のプロセッサにも、使用権許諾されたプログラムをインストールし及び/又は稼働させることができます。

- ・ iSupport
- ・ iStore
- ・ Configurator

(3) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、（以下のプログラムが）管理または監視対象とするプログラムが稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。

- ・ Configuration Management Pack for Applications
- ・ System Monitoring Plug-in for Non-Oracle Databases
- ・ System Monitoring Plug-in for Non-Oracle Middleware
- ・ Management Pack for Non-Oracle Middleware
- ・ Management Pack for WebCenter Suite
- ・ Grid Engine
- ・ Data Masking Pack for Non-Oracle Databases
- ・ Test Data Management Pack for Non-Oracle Databases

(4) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、それぞれ管理されている対象プログラムに対応するミドルウェア及び/又はデータベース・ソフトウェアが稼働するサーバー上のプロセッサの総数をカウントしなければなりません。

- ・ Application Management Suite for Oracle E-Business Suite
- ・ Application Management Suite for PeopleSoft
- ・ Application Management Suite for Siebel
- ・ Application Management Suite for JD Edwards EnterpriseOne

(5) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、それぞれ管理されている対象プログラムに対応するミドルウェア・ソフトウェアが稼働するサーバー上のプロセッサの総数をカウントしなければなりません。

- ・ Application Replay Pack
- ・ Real User Experience Insight

(6) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、対応するターゲット・データベースが稼働するサーバー上のプロセッサの総数のみをカウントしなければなりません。

- ・ Informatica PowerCenter and PowerConnect Adapters
- ・ Application Adapters for Warehouse Builder (PeopleSoft, Oracle E-Business Suite, Siebel, 及び SAP 向け)

(7) 以下のプログラムにおいて、必要なライセンス数を決定する場合は、対応するターゲット・データベースが稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。

- ・ Data Integrator Enterprise Edition
- ・ Data Integrator Enterprise Edition for Oracle Applications
- ・ Data Integrator and Application Adapter for Data Integration
- ・ Informatica PowerCenter and PowerConnect Adapters
- ・ Application Adapters for Data Integration
- ・ Application Adapters for Warehouse Builder (PeopleSoft, Oracle E-Business Suite, Siebel, 及び SAP 向け)

(8) Audit Vault Collection Agent において、必要なライセンス数を決定する場合は、監査データが収集されるデータベース・ソースが稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。

(9) In-Memory Database Cache において、必要なライセンス数を決定する場合は、In-Memory Database Cache プログラムの Times Ten In-Memory Database コンポーネントがインストールされ及び/又は稼働するサーバー上のプロセッサのみカウントしなければなりません。

(10) Oracle GoldenGate 及び Oracle GoldenGate for Mainframe において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a) お客様がデータを入手するデ

ータベースが稼働するプロセッサ及び (b) お客様がデータを適用するデータベースが稼働するプロセッサのみ、カウントしなければなりません。

- (11) Oracle GoldenGate for Teradata Replication Services において、必要なライセンス数を決定する場合は、(a)お客様がデータを入手するデータベースが稼働するプロセッサ及び(b)お客様がデータを適用するデータベースが稼働するプロセッサのみ、カウントしなければなりません。
- (12) 以下のプログラムの場合は、クエリーが処理されるプロセッサのみ、カウントしなければなりません。
- ・ Oracle ATG Web Commerce Search
- 対象プログラムがインストールされた任意のサーバー上の特定のプロセッサ全てが、設定されたコンテンツ・ソースのインデックス・コンテンツのみを目的として使用される場合は、その特定のプロセッサは、カウントする必要はありません。

#### **\$M in Revenue :**

\$M 単位で、会計年度内に発生した費用や税金を差し引く前の総収入（営業外収入及び特別利益を含みます。ただし、評価益は除きます）として定義されます（\$1M=108.6957 百万円）。

#### **\$M Revenue Under Management :**

\$M 単位で、対象プログラムを使用する製品ラインにおける、会計年度内に発生した費用や税金を差し引く前の総収入（営業外収入及び特別利益を含みます。ただし、評価益は除きます）として定義されます（\$1M=108.6957 百万円）。

#### **Record :**

Customer Hub B2B は、Siebel Universal Customer Master B2B と Oracle Customer Data Hub の 2 つのコンポーネントが含まれるバンドル製品をいいます。Customer Hub B2B Application においては、Record は、Customer Hub B2B Application に格納される（Customer Hub B2B のコンポーネントに格納される）一意の顧客データベース・レコードの総数として定義されます。顧客データベース・レコードは、Siebel Universal Customer Master B2B 製品の「account（アカウント）」又は Oracle Customer Data Hub 製品の「organization（組織）」として格納される一意の法人レコード又は企業レコードをいいます。

Customer Hub B2C は、Siebel Universal Customer Master B2C と Oracle Customer Data Hub の 2 つのコンポーネントが含まれるバンドル製品をいいます。Customer Hub B2C Application においては、Record は、Customer Hub B2C Application に格納される（Customer Hub B2C のコンポーネントに格納される）一意の顧客データベース・レコードの総数として定義されます。顧客データベース・レコードは、Siebel Universal Customer Master 製品の「contact（連絡先）」又は Oracle Customer Data Hub 製品の「person（個人）」として登録される一意の顧客（自然人）をいいます。

Product Hub は、Siebel Universal Product Master と Oracle Product Information Management Data Hub の 2 つのコンポーネントが含まれるバンドル製品をいいます。Product Hub Application においては、Record は、Product Hub Application に格納される（Product Hub のコンポーネントに格納される）一意の製品データベース・レコードの総数として定義されます。製品データベース・レコードは、有効又は無効の状態での MTL\_SYSTEM\_ITEMS テーブルに格納される一意の製品コンポーネント又は在庫保管単位（Stock Keeping Unit ; SKU）をいいます。製品データベース・レコードは、いかなるインスタンス・アイテム（\*star アイテム）も組織割り当てされた同一品目も含まれません。

Case Hub プログラムにおいては、Record は、Case Hub プログラムに格納される一意のケース・データベース・レコードの総数として定義されます。ケース・データベース・レコードは、有効又は無効の状態での S\_CASE テーブルに格納される、調査やサービスが必要とする一意の要請や案件をいいます。

Site Hub プログラムにおいては、Record は、Site Hub プログラムの RRS\_SITES\_B テーブルに格納される一意のサイト・データベース・レコードの総数として定義されます。サイト・データベース・レコードは、Site Hub プログラムに格納される一意のサイトです。例えば、不動産、建物又は建物の一部（店舗、店舗内のフランチャイズ/テナント、ATM 等）をいいます。

上記の対象プログラムに内在する Technology プログラムの権利及び制限に関しては、対象プログラムの使用権許諾において定められている前提条件をご参照ください。当該前提条件は <http://oracle.com/contracts> よりアクセス可能な Application Licensing Table に記載されています。

Hyperion Data Relationship Management (DRM) プログラムにおいては、Record は、お客様が、このプログラムで管理しようとする、あらゆるビジネス・オブジェクトやマスターデータ構成の一意の事象として定義されます。Record は、通常はベース・メンバーと呼ばれるあらゆる企業の情報資産（コストセンター、勘定科目、法人、組織、製品、取引先、資産、所在地、地域及び従業員を含みますが、これらに限りません）で表現される場合があります。また、ベース・メンバーをまとめた、又は、ベース・メンバーを基盤とする階層的な情報を表現するサマリー・オブジェクト（通常はロールアップ・メンバーと呼ばれます）である場合もあります。Record は、一意の事象を表し、マスターデータ管理の目的に不可欠な場合がある重複データやシェアード・リファレンスは含みません。

Supplier Lifecycle Management 及び Supplier Hub プログラムにおいては、Record は、Supplier Lifecycle Management 及び Supplier Hub プログラムの AP\_SUPPLIERS テーブルに Supplier として格納される一意の法人レコード又は企業レコードとして定義されます。

Life Sciences Customer Hub プログラムにおいては、Record は、当該プログラムに格納される一意の顧客データベース・レコードの数として定義されます。顧客データベース・レコードは、Life Sciences Customer Hub プログラムに格納される一意の医師（自然人）のレコードをいいます。

#### **1000 Records :**

Data Quality for Data Integrator プログラム用の本番データ・フローから出力された 1000 のクレンジング・レコード（例：データベーステーブルの行）として定義されます。

#### **Registered User :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1 台又は複数のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。Registered User は、ビジネス・パートナー及び/又は顧客に限られ、お客様の従業員は該当しません。

#### **Retail Register :**

販売処理の全てを記録するように設計されたあらゆる機器として定義されます。

#### **RosettaNet Partner Interface Processes® (PIPs®) :**

取引先間との業務プロセスとして定義されます。関連する E-Business Suite Application 向けの XML ベースで事前定義済のシステム間ダイアログが提供されます。事前定義済の各 PIP は、RosettaNet の用語を伴うビジネス・ドキュメント及びメッセージ・ダイアログ形式のビジネス・プロセスを含みます。

#### **Rule Set :**

特定の国のために最適化された Data Quality 機能を実現するため、その国のためのコンテンツにより構成されるデータ・ルールファイルとして定義されます。

**Server :** 対象プログラムがインストールされたコンピュータとして定義されます。1 Serverライセンスは、お客様に、使用権許諾された対象プログラムを、特定された1台のコンピュータ上に使用することを認めています。

**Service Order Line :**

12ヶ月間に対象プログラムが処理するサービス受注明細行の総数として定義されます。個別のお客様のサービス受注や見積もりの一部として複数のサービス受注明細行の入力も可能です。お客様は、オラクルから追加の Service Order Line の使用権を取得せずに、任意の12ヶ月間に使用権許諾された Service Order Line 数を超過して処理することはできません。

**Socket :**

1つ以上のコアの集合体として構成されるチップ（又はマルチ・チップ・モジュール）を格納するスロットとして定義されます。コアの数にかかわらず、各チップ（又はマルチ・チップ・モジュール）は、1つのソケットとしてカウントするものとします。対象プログラムがインストール及び/又は稼働している全ての占有ソケットに対し、使用権許諾を受ける必要があります。

**Oracle Solaris Premier Subscription for Non-Oracle Hardware per socket :**

注文書に特定される期間、Sun 又はオラクルにより製造されたものではない、ならびに Sun 又はオラクル向けに製造されたものではないハードウェア上の Oracle Solaris プログラム（以下に定義します）の使用権、及び(Oracle Solaris プログラムに限定された) Oracle Premier Support for Operating Systems services を受ける権利として定義されます。「**Oracle Solaris プログラム**」とは、Oracle Solaris Operating System 及び別途使用権許諾された第三者のテクノロジー（以下に定義します）をいいます。Oracle Solaris プログラムは、第三者のテクノロジーを含む場合があります。オラクルは、お客様に対し、当該第三者のテクノロジーに関するプログラムの対象ドキュメント、readme ファイル、又はインストール情報にて、このことを通知する場合があります。第三者のテクノロジーは、本契約の条件に基づいて許諾されるものと、本契約の条件によらず対象ドキュメント又は readme ファイルに明記される場合、あるいは、インストール情報に表示される場合、別段の使用権許諾条件（以下「**第三者許諾条件**」）に基づいて許諾されるもの（以下「**第三者許諾テクノロジー**」）とあります。第三者許諾条件に基づいて別途許諾された当該第三者のテクノロジーは、本契約により何らの制限も受けるものではありません。

Oracle Solaris プログラムは、Java SE の一部（以下「Java SE」といいます）となる別途使用権許諾されたコンポーネントを含むか、又は当該コンポーネントと共に頒布される場合があります。Java SE 及び関連する全てのコンポーネントは、本契約ではなく、Java SE プラットフォーム製品に対する Oracle Binary Code License Agreement の条件に基づいて、お客様に使用権許諾されます。Java SE プラットフォーム製品に対する Oracle Binary Code License Agreement は、www.oracle.com/contracts に明記されています。

定期使用サービス（サブスクリプション）は、オラクルにより認定され、http://www.sun.com/bigadmin/hcl の Hardware Compatibility List（以下「**HCL**」）に記載されているサーバーでのみ提供されます。お客様は、当該サーバーの各ソケット毎に、定期使用（サブスクリプション）ライセンスを入手しなければなりません。当該定期使用（サブスクリプション）の期間は、当該注文書に別段の定めのない限り、定期使用に関する注文書の発効日より開始します。お客様の注文が Oracle Store を通じてなされる場合、その効力発生日は、オラクルによりお客様の注文が受理された日となります。Oracle Premier Support for Operating System services は、当該定期使用（サブスクリプション）サービスが提供される時に有効なテクニカル・サポート・ポリシーに基づき提供されます。当該期間の終了時、お客様は、当該定期使用（サブスクリプション）に対する最新の対価の支払いをもって、お客様の定期使用（サブスクリプション）を更新することができるものとします（当該定期使用（サブスクリプション）サービスが利用可能な場合に限り）。お客様の注文が「1 - 4 socket server」である場合、4ソケットを超えないサーバー上でのみ当該定期使用（サブスクリプション）を利用することができます。お客様の注文が「5+ socket server」である場合、いかなるソケットの数のサーバー上においても当該定期使用（サブスクリプション）を利用することができます。

**Subscriber :**

以下のとおり定義されます。

- (a) 稼働している全ての固定電話番号
- (b) 無線通信及び呼び出しを目的として稼働している携帯電話やポケベル
- (c) ケーブル事業者により提供されている住宅や非住宅向け回線引き込み装置
- (d) 稼働中のユーティリティメーター（例：スマートメーター）

Subscriber の総数は、Subscriber の全タイプの合計値となります。お客様の事業が、前述の Subscriber の本来の定義に当てはまらない場合、Subscriber は、アニュアルレポート、それに相当する会計又は各種報告書で SEC (=Securities and Exchange Commission: 証券取引委員会) に報告されている1,000US\$単位でのお客様の年間総売上高として定義されます（\$1M=108.6957 百万円）。

**Suite :**

対象ドキュメントに記載されている全ての機能別のソフトウェア・コンポーネントとして定義されます。

**Sun Ray Device :**

対象プログラムを表示するために利用される Sun Ray 端末装置として定義されます。

**Tape Drive :**

磁気テープ媒体から連続的にデータの記録、読み取り、復旧するために使用する装置として定義されます。Tape Driveは、単体の装置として設置されるか、自動テープ・ライブラリに内蔵されており、通常、データ保護やアーカイブ用途（これらの用途に限定されません）で使用されます。Tape Deviceの例には、Linear TapeOpen (LTO)、Digital Linear Tape (DLT)、Advanced Intelligent Type (AIT)、Quarter-Inch Cartridge (QIC)、Digital Audio Tape (DAT)、及び8mm HelicalScanが含まれますが、これらに限定されません。クラウド・バックアップにおいては、Recovery Manager (RMAN) のチャンネルの各パラレル・ストリームは、1 Tape Drive相当としてカウントされます。

**Technical Reference Manuals :**

Technical Reference Manuals（以下、「TRM」といいます）は、オラクルの機密情報です。お客様は、TRM を、(a) 対象プログラムの導入、(b) 他のソフトウェア及びハードウェアによるシステムと対象プログラムとのインターフェース接続、及び (c) 対象プログラムの拡張機能の構築、を目的とした、お客様自身の内部データ処理操作のためにのみ使用するものとします。お客様は、他の目的のために、TRM を開示したり、使用したり、又は第三者に対し開示又は使用を許諾してはなりません。お客様は、TRM を、オラクルの製品と同一又は同等の機能を有するソフトウェアを開発するために使用してはなりません。

お客様は、以下について同意します。

- (a) TRM の機密性を保護するため、お客様がお客様自身のもっとも重要な機密情報に対する機密性を保護するための措置と最低限同等の措置か、又は機密性を保護するための合理的な程度の措置のいずれか厳しい措置を実施すること。
- (b) お客様の従業員や代理人との間で、オラクル等第三者の機密情報の機密性及びその財産権を保護するための契約を維持し、お客様の従業員や代理人に対し、TRM に対するこれらの要件を指導すること。
- (c) TRM の開示を、お客様の従業員や代理人であって、TRM が開示される目的に合致する "Need to Know" を有する者に制限すること。
- (d) TRM をいつでもお客様の施設内にて保持すること。
- (e) TRM に付されている機密である旨の表示又は財産権の表示を削除又は破壊しないこと。

オラクルは、TRM について一切の所有権及び財産権を留保します。TRM は、お客様に対し、いかなる種類の保証もなく「現状有姿」のまま提供される

ものとし、本契約の終了により、お客様は該当する TRM の全ての複製物の使用を停止し、かつ返還又は廃棄しなければなりません。

**Telephone Number :**

対象プログラムを使用して、請求情報を管理並びに表示する一意の電話番号として定義されます。当該電話番号と関連づけられている個人口座保持者の数ではありません。

**Terabyte :**

storage filer で使用される 1 兆バイトのコンピュータの記録容量は、1 テラバイトとして定義されます。

**\$B in Total Assets :**

\$B 単位で、アニュアルレポート及び/又は規則で定められた報告書で開示され、公開情報又は社内閲覧可能となっている、最新の総資産額として定義されます (\$1B = 108.6957 十億円)。

**Trainee :**

対象プログラムにより記録される従業員、契約社員、学生等として定義されます。

**Transaction :**

サービスレベルを算出する際に使用される可用性やパフォーマンス値を取得するために、Oracle Enterprise Manager によって記録され、アプリケーションの使用者が行う一連の処理として定義されます。例えば、login、search customer、log out の一連の処理をもって「1 Transaction」とします。

**1K Transactions :**

12 ヶ月間に対象プログラムを通じて処理される 1,000 件単位の一意的トランザクションとして定義されます。お客様は、オラクルから追加のトランザクションの使用権を取得せずに、任意の 12 ヶ月間に使用権許諾されたトランザクション数を超過して処理することはできません。

Oracle Contact Center Anywhere の場合、一意のトランザクションとは以下のいずれかとして定義されます。

電話受信、電話発信 (直通ダイヤルコール、プレビュー・ダイヤリング、プレディクティブ・ダイヤリング、Web コールバック)、ワークグループ・ファックス、ワークグループ・メール/ボイス・メール、及びチャット・セッション (受信セッション/エージェントとの Web 対話)

JD Edwards World Purchase Card Management の場合、一意のトランザクションは、対象プログラムによる一処理毎の課金として定義されます。

**UPK Developer :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1 台又は複数のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。UPK Developer は、シミュレーション及びドキュメントを作成、変更、閲覧並びにそれらを相互に情報共有することが可能です。

**UPK Employee :**

お客様の現職の従業員として定義されます (注: 実際に利用するユーザー数ではなく、現職の全従業員数によって、これらのアプリケーションの価格が設定されます。従って、これらのアプリケーションの使用権については、現職の全従業員数分を注文しなければなりません)。UPK Employee は、シミュレーション及びドキュメントを閲覧並びにそれらを相互に情報共有することは可能ですが、作成並びに変更を行うことはできません。

**UPK Module :**

対象ドキュメントに記載されている機能別のソフトウェア・コンポーネントとして定義されます。

**UPK User :**

任意の一時点において、実際に使用しているか否かにかかわらず、1 台又は複数のサーバーにインストールされた対象プログラムを使用する権限をお客様が付与している特定の個人として定義されます。UPK User は、シミュレーション及びドキュメントを閲覧並びにそれらを相互に情報共有することは可能ですが、作成並びに変更を行うことはできません。

**Wireless handset :**

通信事業者により提供され、無線音声通信及びデータ通信を主要な機能として有する、携帯電話、PDA、ポケットベル等のモバイル通信装置として定義されます。

**Workstation :**

対象プログラムがインストールされるコンピュータにかかわらず、対象プログラムにアクセスするクライアント・コンピュータとして定義されます。

**期間指定ライセンス**

お客様のプログラムの使用権に期間の定めがない場合、当該プログラムの使用権は無期限であり、本契約の別段の定めに基づいて終了する場合を除き、継続されるものとし、

**1, 2, 3, 4, 5 Year Terms :**

1 (2、3、4 又は 5) Year Term と明記されているプログラムの使用権は、注文の発効日に開始し、明記された期間迄継続するものとし、明記された期間が満了した時点で、当該プログラムの使用権は終了するものとし、

**1 Year Hosting Term :**

1 Year Hosting Term と明記されているプログラムの使用権は、注文の発効日に開始し、1 年間継続するものとし、1 年が経過した時点で、当該プログラムの使用権は終了するものとし、1 Year Hosting Term と明記されているプログラムの使用権は、インターネット・ホスティング・サービスの提供のためにのみ使用することができます。

**1 Year Oracle Hosted Term :**

1 Year Oracle Hosted Term と明記されているプログラムの使用権は、注文の発効日に開始し、1 年間継続するものとし、1 年が経過した時点で、当該プログラムの使用権は終了するものとし、1 Year Oracle Hosted Term と明記されているプログラムの使用権は、Computer and Administration services を通じて、Oracle.com により提供されなければなりません。

**1 Year Subscription :**

1 Year Subscription と明記されているプログラムの使用権は、注文の発効日に開始し、1 年間継続するものとし、1 年が経過した時点で、当該プログラムの使用権は終了するものとし、

**Oracle Technology Programs 及び Oracle Business Intelligence Applications のライセンス規則**

## フェイルオーバー :

次の条件に従い、<http://www.oracle.com/corporate/pricing/pricelists.html>にてアクセス可能な US Oracle Technology Price List に記載されている対象プログラムにおけるお客様のライセンスには、フェイルオーバー環境で使用権許諾を受けていない待機系コンピュータ上において、暦年（1月1日から12月31日まで）の任意の10日間を上限として稼働させる権利が含まれます。（例：待機系コンピュータが火曜日に2時間稼働、金曜日に3時間稼働した場合は、2日としてカウントします）上記の権利は、複数のコンピュータがクラスタ構成になっており、かつそれらのコンピュータがひとつのディスク・アレイを共有している場合にのみ適用されます。本番ノードに不具合が生じた時、フェイルオーバー・ノードが本番ノードとして機能します。本番ノードが復旧した場合、お客様は、本番ノードに切り替えなければなりません。フェイルオーバーの期間が10日を超えた場合、そのフェイルオーバー・ノードは使用権許諾が必要となります。また、複数のノードがフェイルオーバーとして構成されていたとしても、クラスタ環境毎に1つのフェイルオーバー・ノードのみが、延べ10日間を上限として、無償となります。メンテナンス目的での休止時間も、延べ10日間の制限に算入されます。フェイルオーバー環境にオプションの使用権を許諾する場合、当該オプションは関連するデータベースのライセンスの数と一致していなければなりません。また、Named User Plusにより使用権が許諾される場合、1つのフェイルオーバー・ノードについてのみ、最少ユーザー数の適用は免除されます。本項で付与された権利を超えて使用するには、別途使用権許諾を受けなければなりません。フェイルオーバー環境において、任意のクラスタ構成にて使用権が許諾される場合、本番ノード及びフェイルオーバー・ノードで同一の価格単位を使用しなければなりません。

## Testing :

物理的なバックアップ・コピーのテストを行う目的において、Oracle Database (Enterprise Edition、Standard Edition 又は、Standard Edition One) のお客様のライセンスには、暦年で、任意の4時間を上限として、1回のテストあたり2日を超えない範囲で、使用権許諾を受けていないコンピュータ上で当該 Database を稼働させる権利を含むものとします。当該権利は、リモート・ミラーリング等の対象プログラムのバイナリ・ファイルが複製又は同期されるようなその他一切のデータ・リカバリ方法を対象とするものではありません。

## お客様は次の制限に違反しないことを保証する責任を負うものとします :

- Oracle Database Standard Editionは、最大搭載可能プロセッサのソケット数が2ソケットのサーバーに対してのみ、使用権許諾されます。ただし、当該製品がインストールされるハードウェアがx86互換プロセッサを搭載し、かつ、オペレーティング・システムがWindows、Linux又はSolarisの場合、若しくはApple Mac OSの場合には、当該ハードウェアにおける搭載可能プロセッサのソケット数が4ソケット以下である必要があります。Oracle Database Standard EditionにてOracle Real Application Clustersを共に使用する場合には、最大搭載可能プロセッサのソケット数が2ソケットをサポートするサーバーの1クラスタに対してのみ、使用権許諾されます。ただし、当該製品がインストールされるハードウェアがx86互換プロセッサを搭載し、かつ、オペレーティング・システムがWindows、Linux又はSolarisの場合、若しくはApple Mac OSの場合には、当該ハードウェアにおける搭載可能プロセッサのソケット数が4ソケット以下である必要があります。
- Oracle Database Standard Edition One、Internet Application Server Standard Edition One、及びPortal Standard Edition Oneは、最大搭載可能プロセッサのソケット数が1ソケットのサーバーに対してのみ、使用権許諾されます。ただし、当該製品がインストールされるハードウェアがx86互換プロセッサを搭載し、かつ、オペレーティング・システムがWindows、Linux又はSolarisの場合、若しくはApple Mac OSの場合には、当該ハードウェアにおける搭載可能プロセッサのソケット数が2ソケット以下である必要があります。
- WebLogic Server Standard Editionには、WebLogic Server Clusteringは含まれません。
- Business Intelligence Standard Edition Oneは、最大搭載可能プロセッサのソケット数が1ソケットを稼働させる能力を有するサーバーに対してのみ、使用権許諾されます。ただし、当該製品がインストールされるハードウェアがx86互換プロセッサを搭載し、かつ、オペレーティング・システムがWindows、Linux又はSolarisの場合、若しくはApple Mac OSの場合には、当該ハードウェアにおける搭載可能プロセッサのソケット数が2ソケット以下である必要があります。BI Server及びBI Publisherのデータソースは、付属するOracle Standard Edition One、その他一つのデータベース、及びCSVやXLS等のあらゆるフラット・ファイルに限定されます。お客様は、あらゆるデータソースからデータを抽出するために、Oracle Warehouse Builder Core ETLを使用することができますが、ターゲット・データベースは、付属するOracle Standard Edition One以外を使用することはできません。
- Informatica PowerCenter and PowerConnect Adaptersは、スタンドアローン、又はスタンドアローンのETLツールとして使用することはできません。Informatica PowerCenter and PowerConnect Adaptersは、(1) Oracle Business Intelligence Applicationsプログラム (Hyperion Enterprise Performance Management Applicationsを除きます)、(2) Oracle Business Intelligence Suite Enterprise Edition Plusプログラム、Oracle Business Intelligence Standard Edition One、又は当該Business Intelligence Applicationsプログラムに関連するコンポーネントが稼働しているプラットフォーム、又は(3) 前述のデータソースのためのステージング・データベース、がターゲットであることを条件として、あらゆるデータソースと共にこれを使用することができます。Informatica PowerCenter and PowerConnect Adaptersは、Oracle Business Intelligence Applicationsプログラム (Hyperion Enterprise Performance Management Applicationsを除く) がソースであり、Oracle Business Intelligence Applicationsではないプログラムが対象である場合でも使用できます。ただし、ユーザーがInformatica PowerCenter and PowerConnect Adaptersをデータの転送のために使用しないことを条件とします。
- Java SE Advanced及びJava SE Suiteのプログラムについて、お客様は、いかなる方法であれ「java」、「javax」、「sun」又は「oracle」あるいはこれらの命名方法のバリエーションとみなしうるクラス、インターフェース、又はサブパッケージの作成、修正又は動作の変更をすることはできず、又お客様の顧客に対し、作成、修正又は動作の変更を行うことを許諾してはなりません。これらの対象プログラムのインストール及び自動アップデートプロセスは、オラクル又はオラクルのサービス・プロバイダーに対し、当該プロセスに関する少量の限定的なデータを、オラクルがそれを理解し最適化するために送信します。オラクルは、当該データを、個人を特定できる情報と結び付けることはありません。オラクルが収集した当該データに関する情報の詳細は、<http://oracle.com/contracts>において閲覧することができます。著作権に関するその他の注意事項、及び対象プログラムの一部に適用される使用権許諾のその他の条件は、<http://oracle.com/contracts>に規定されています。
- 対象プログラムの名称に「for Oracle Applications」が付くものは、使用制限付プログラムです。これらの使用制限付プログラムは、以下の名称が付いた「適格な」Oracle Applicationプログラムと共にのみ、使用することができます。
  - Oracle Fusion
  - Oracle Communications\*
  - Oracle Media
  - Oracle Retail\*
  - Oracle Enterprise Taxation\*
  - Oracle Utilities\*
  - Oracle Financial Services\*
  - Oracle FLEXCUBE
  - Oracle Reveleus
  - Oracle Mantas
  - Oracle Healthcare\*
  - Oracle Health Sciences
  - Oracle Argus
  - Oracle Legal
  - Oracle Insurance
  - Oracle Primavera

上記にて指定されている名称のうち「\*」が付いているものは、該当する全ての対象プログラムが、「for Oracle Applications」の名称を有する使用制限付プログラムと共に使用できるわけではありません。上記「\*」が付いているプログラムで「for Oracle Applications」の名称を有する使用制限付プログラムと共に使用できないプログラムのリストについては、Applications Licensing Tableをご確認ください。Application Licensing Tableには、<http://oracle.com/contracts>よりアクセス可能です。Oracle Business Intelligence Foundation Suite for Oracle Applicationsは、Oracle Product Information Management Analytics, Fusion Editionプログラム、及びOracle Customer Data Management Analytics, Fusion Editionプログラムと

- にも使用することもできます。上記以外のその他のOracle Applicationプログラム又は第三者のアプリケーションが、「for Oracle Applications」の名称を含む使用制限付プログラムを使用することはできません。
8. Oracle BPEL Process Management Option for Oracle Applicationsは、適格な対象プログラム上で、ビジネス・プロセス、ワークフロー・インタラクション及び承認処理を可能にするためにのみ、使用することができます。適格な対象プログラムと、上記以外のその他のOracle Applicationプログラム又は第三者のアプリケーションとの間のワークフロー・インタラクションは、適格な対象プログラム上で利用可能な場合／起動している場合に限り、許諾されます。BPELにて定義されるビジネス・プロセスは、ビジネス・プロセスの内部から呼び出されるサービスの少なくとも1つが、(Web Servicesを介して) 直接に又はアダプターを経由して、適格な対象プログラムにアクセスする場合に限り、許諾されます。
  9. Oracle Business Intelligence Foundation for Oracle Applicationsは、以下のいずれかの場合において、トランザクション・データベース、データウェアハウス、又はEssbase OLAP キューブに対するクエリー、レポート生成及び分析を行うためにのみ、使用することができます。
    - (i) トランザクション・データベースが、適格な対象プログラムのトランザクション・データベースそれ自身か、又は当該トランザクション・データベースの全部又は一部の完全な抜粋であって、変換がなされていない場合(適格な対象プログラムではないトランザクション・データベースに対するクエリー、レポート生成及び分析の場合、Oracle Business Intelligence Foundation Suiteのフルユース・ライセンスが必要です。)
    - (ii) データウェアハウスが、適格な対象プログラムに予め付属しているデータウェアハウスであって、当該対象プログラムに必要なカスタマイズがされており、かつ当該対象プログラムのソースのみに制限されている場合(予め付属しているデータウェアハウスがサポートしていないソース・システムより得られる当該データウェアハウスのエクステンション(拡張機能)に対するクエリー、レポート生成及び分析を行うためには、Oracle Business Intelligence Foundation Suiteのフルユース・ライセンスが必要です。)
    - (iii) 各Essbase OLAP キューブのディメンションが、適格な対象プログラムから作成されている場合
  10. Oracle WebLogic Suite for Oracle Applicationsは、適格な対象プログラムのための組込ランタイムとしてのみ、又は適格な対象プログラムのためのカスタマイズ機能を実装するためにのみ、使用することができます。WebLogic global datasource、又はWebLogic Application datasourcesの1つは、適格な対象プログラムのスキーマへのアクセスのため、必ず設定を行わなければなりません。
  11. Data Integrator Enterprise Edition for Oracle Applicationsは、Oracleによって提供されたデータ・インテグレーション・ジョブと共にのみ使用でき、そのジョブをカスタマイズすることができます。誤解を避けるため、使用することが許されない場合の例として、以下を含みますがこれに限らないものとします。
    - ・異なるアプリケーション、新しいスキーマ、又は以前までサポートされていなかったアプリケーション・モジュールをサポートする新しいジョブを追加すること。
  12. Oracle SOA Suite for Oracle Applicationsは、適格な対象プログラム上で、インテグレーション、ビジネス・プロセス、ワークフロー・インタラクション及び承認処理を可能にするためにのみ、使用することができます。適格な対象プログラムと、その他Oracle Applicationsプログラム又は第三者のアプリケーションとの間のワークフロー・インタラクションは、適格な対象プログラム上で起動している場合／終了する場合に限り許諾されます。SOAコンポジット(Rules, Mediator, XSLT transforms, BPEL processes, Spring components, Workflow services、及びOWSM security policyを含むがこれらに限られません)の使用は、各コンポジットの内部から呼び出されるサービスの少なくとも1つが、(Web Servicesを介して) 直接に又はアダプターを経由して、適格な対象プログラムにアクセスする場合に限り許諾されます。Oracle Service Bus (OSB)の使用は、呼び出される各サービスが、(Web Servicesを介して) 直接に又はアダプターを経由して、適格な対象プログラムにアクセスする場合に限り許諾されます。
  13. Oracle WebCenter Portal for Oracle Applicationsは、適格な対象プログラム及びカスタム・プログラム(以下総称して「適格対象プログラム」といいます)を表示するためにのみ、使用することができます。オラクルのその他の対象プログラムを含め、第三者のアプリケーションを表示させるには、Oracle WebCenter Portalのライセンスが必要です。複数の適格対象プログラムを1つのポータル・インスタンスに表示させることができますが、Oracle WebCenter Portal for Oracle Applicationsのライセンスが、当該ポータルにて表示されるそれぞれの適格対象プログラムに対して付与されていることをその条件とします。適格対象プログラムとWebCenter Portal コンポーネントとの間のカスタム・ワークフローや通知を構築するのと同様に、WebCenter Portal for Oracle Applicationsは、様々なWebCenterサービス(Wiki、ログ、ディスカッション、等)を、アプリケーション・コンテキストに統合するために使用することができます。Oracle WebCenter Portal for Oracle Applicationsのコンテンツ・マネジメント機能は、適格対象プログラムによらずに作成されたドキュメントを格納及び管理するために使用することができますが、当該ドキュメントが適格対象プログラム又はアプリケーション・コンテキストに関連するものであることをその条件とします。
  14. Oracle WebCenter Imaging for Oracle Applications は、イメージング・サーチを修正し、プリ・パッケージ化されたイメージング・アプリケーションのドキュメント・タイプを修正し、及びイメージング・アプリケーションに対するインプット・マッピングを修正するために使用することができます。
  15. Oracle Identity and Access Management Suite Plus for Oracle Applicationsは、適格な対象プログラム上で、及び当該対象プログラムのユーザーに対する関連アクションを実行するためにのみ、使用することができます。本プログラムは、修正を実行するために使用することができます。
    - (i) 適格な対象プログラムにおけるユーザー・アイデンティティとロールの追加、削除、修正、及び管理
    - (ii) 適格な対象プログラムに対するWebアクセス管理及びシングル・サインオンの提供
    - (iii) 適格な対象プログラムにおけるユーザー・アイデンティティ及びユーザー・アイデンティティに関連する情報、あるいは認証・認可ポリシーのためのデータ・ストレージ、あるいはデータ・ストレージの仮想化の提供
    - (iv) 適格な対象プログラムに対するフェデレーテッド・シングル・サインオンの提供
  16. Oracle Coherence Enterprise Edition for Oracle Applicationsは、適格な対象プログラムのコンポーネントとして、同一のJava仮想マシンにおいてのみ使用することができます。
  17. Hyperion Data Integration Management、Hyperion Data Integration Management Team Based Development、及びHyperion Data Integration Management Source Adapter (SAP BW、SAP R3、PeopleSoft及び Siebel向け)は、Computer単位で使用権許諾されます。1 Computerのライセンスは、8 CPUを上限とした使用に対応していることから、8 CPU毎に使用権許諾されなければなりません。1コアは1 CPUとして認識されます。8以上のCPUを有するコンピュータの場合、お客様が使用しているCPUの数に基づいて、追加のComputerのライセンスを購入しなければなりません。例えば、お客様が12 CPUでHyperion Data Integration Managementを使用する場合、2 Computer分のライセンスを購入する必要があります。お客様が17 CPUでHyperion Data Integration Managementを使用する場合、3 Computer分のライセンスを購入する必要があります。これらのプログラムは、Hyperion Data Store (Hyperionプログラムと共に提供されるデータ・レポジトリ/メタデータ・レポジトリ)よりデータの出入力に関連してのみ使用することができます。これらのプログラムは、カスタム・データウェアハウス(Hyperion Data Storeのみのデータで構築されていないデータウェアハウス)をロードする目的で、Hyperion Data Store以外からデータを抽出するために使用することはできません。Hyperion Data Integration ManagementのComputer単位のライセンスは、当該プログラムにより、(1) Oracle、Sybase、IBM DB2、及びMS SQL Serverといったリレーショナル・データベースにのみ接続すること、及び(2) フラット・ファイル/XMLファイルの数に制限なく、読み込み及び書き込みすることが、可能です。Hyperion Data Integration Management Source Adapter (SAP BW、SAP R3、PeopleSoft及び Siebel向け)は、Hyperion Data Integration Managementがこれらの追加ソースに接続することを目的として、別途その使用権が許諾されなければなりません。
  18. Hyperionプログラムのオプション・ライセンスの数は、関連するHyperionプログラムのライセンスの数と一致していなければなりません。
  19. Hyperion Planning Plus プログラムのライセンスは、Hyperion Essbase Plus、Hyperion Financial Reporting、及びHyperion Web Analysisの各プログラムの制限付ライセンスを含みます。上記これらの制限付ライセンスは、Hyperion Essbase Plus、Hyperion Financial Reporting、及びHyperion Web Analysisの各プログラムが、Hyperion Planning Plusプログラムのデータにアクセスするためにのみ使用できることを意味します。Oracle Data Integrator - Target Databaseプログラムは、ターゲット・データベースがHyperion Planning Plusプログラムである場合、あらゆるデータソースからデータを読み込むために使用することができます。特に、Hyperion Essbase Plusプログラムは、Hyperion Planning Plusプログラムにより使用されるデータを含まないEssbase cubeを作成することはできず、また、Hyperion Essbase PlusプログラムのAggregate Storage Optionコンポーネントを使用できません。
  20. Hyperion Profitability and Cost Managementプログラムのライセンスは、Hyperion Essbase Plus、Hyperion Financial Reporting、Hyperion Web Analysis及びOracle Data Integrator - Target Databaseの各プログラムの制限付ライセンスを含みます。これら上記の制限付ライセンスは、Hyperion Essbase Plus、Hyperion Financial Reporting、Hyperion Web Analysis及びOracle Data Integrator - Target Databaseの各プログラムが、Hyperion Profitability and Cost Management プログラムのデータにアクセスするためにのみ使用できることを意味します。特に、Hyperion Essbase Plusプロ

グラムは、Hyperion Profitability and Cost Managementプログラムにより使用されるデータを含まないEssbase cubeを作成することはできず、また、Hyperion Essbase PlusプログラムのAggregate Storage Optionコンポーネントを使用できません。

21. Hyperion Data Relationship Managementプログラムのライセンスは、WebLogic Server Standard Edition及びBPEL Process Manager両方のプログラムの制限付ライセンスを含みます。これら上記の制限付ライセンスは、WebLogic Server Standard Edition及びBPEL Process Manager両方のプログラムが、Hyperion Data Relationship Managementプログラム内のリクエストを処理するためのワークフロー機能を有効にするためにのみ使用できることを意味します。
22. お客様は、サーバーに対して使用権許諾されているプロセッサの数にかかわらず、サーバー毎に、Oracle Real User Experience Insightのためのデータ・レポジトリを1つのみ実行することができます。

お客様が、以下に記載する対象プログラムのNamed User Plusライセンスを購入した場合、お客様は以下の最少及び最大ユーザー数を維持しなければなりません。

Program	Named User Plus Minimum
Oracle Database Enterprise Edition	25 Named Users Plus per Processor
Times Ten In-Memory Database	25 Named Users Plus per Processor
Cloud File System	25 Named Users Plus per Processor
Rdb Enterprise Edition	25 Named Users Plus per Processor
CODASYL DBMS	25 Named Users Plus per Processor
Data Integrator Enterprise Edition	25 Named Users Plus per Processor
GoldenGate	25 Named Users Plus per Processor
GoldenGate for Non Oracle Database	25 Named Users Plus per Processor
GoldenGate Veridata	25 Named Users Plus per Processor
GoldenGate for Teradata Replication Services	25 Named Users Plus per Processor
Java SE Advanced	10 Named Users Plus per Processor
Java SE Suite	10 Named Users Plus per Processor
WebLogic Server Standard Edition	10 Named Users Plus per Processor
WebLogic Server Enterprise Edition	10 Named Users Plus per Processor
WebLogic Suite	10 Named Users Plus per Processor
Web Tier	10 Named Users Plus per Processor
Coherence Standard Edition	10 Named Users Plus per Processor
Coherence Enterprise Edition	10 Named Users Plus per Processor
Coherence Grid Edition	10 Named Users Plus per Processor
TopLink and Application Development Framework	10 Named Users Plus per Processor
GlassFish Server	10 Named Users Plus per Processor
Internet Application Server Standard Edition	10 Named Users Plus per Processor*
Internet Application Server Enterprise Edition	10 Named Users Plus per Processor*
Enterprise Gateway	10 Named Users Plus per Processor
BPEL Process Manager	10 Named Users Plus per Processor
WebLogic Integration	10 Named Users Plus per Processor
Service Registry	10 Named Users Plus per Processor
Enterprise Repository	10 Named Users Plus per Processor
Forms and Reports	10 Named Users Plus per Processor
Tuxedo	10 Named Users Plus per Processor
SOA Suite for Non Oracle Middleware	10 Named Users Plus per Processor
Unified Business Process Management Suite for Non Oracle Middleware	10 Named Users Plus per Processor
Event-Driven Architecture Suite	10 Named Users Plus per Processor
Business Intelligence Standard Edition	10 Named Users Plus per Processor
B2B for RosettaNet	10 Named Users Plus per Processor
B2B for EDI	10 Named Users Plus per Processor
Healthcare Adapter	10 Named Users Plus per Processor
B2B for ebXML	10 Named Users Plus per Processor
WebCenter Suite	10 Named Users Plus per Processor
WebCenter Services	10 Named Users Plus per Processor
Universal Content Management Standard Edition	10 Named Users Plus per Processor
Universal Content Management	10 Named Users Plus per Processor
Imaging and Process Management	10 Named Users Plus per Processor
Content Conversion Server	10 Named Users Plus per Processor
Distributed Document Capture	10 Named Users Plus per Processor
Directory Services Plus	10 Named Users Plus per Processor
WebCenter Real-Time Collaboration	10 Named Users Plus per Processor
WebCenter Intelligent Collaboration	10 Named Users Plus per Processor
On Track Communication Standard Edition	10 Named Users Plus per Processor
On Track Communication Enterprise Edition	10 Named Users Plus per Processor
Enterprise Gateway for Access Management	10 Named Users Plus per Processor
Beehive Enterprise Messaging Server	10 Named Users Plus per Processor
Beehive Enterprise Collaboration Server	10 Named Users Plus per Processor

\*対象プログラムあたり最大1ユーザーが使用できる1プロセッサのコンピュータに、対象プログラムがインストールされている場合、Named User Plusの最少ユーザー数は適用されません。

Program	Named User Plus Maximum
Personal Edition	1 Named User Plus per database
Business Intelligence Standard Edition One	50 Named Users Plus

Named User Plus 単位で使用権許諾されている場合、以下の A 欄に記載される対象プログラムのライセンス数は、B 欄に記載される関連プログラムのライセンス数と一致しなければなりません。Named User Plus の使用権を最少数で購入した場合、そのライセンス数は、個々の対象プログラ

ムの使用権が許諾された時々の Core Factor の変更により一致しない場合があります。プロセッサ単位で使用権許諾されている場合、以下の A 欄に記載される対象プログラムのライセンス数は、B 欄に記載される関連プログラムのライセンス数と一致しなければなりません。対象プログラムが異なる時期に使用権許諾された場合、ライセンス数は、個々の対象プログラムの使用権が許諾された時々の Core Factor の変更により一致しない場合があります。この場合、以下の A 欄に記載される対象プログラムについて使用権許諾されているプロセッサ数を決定するために使用するコアの数は、B 欄に記載される関連プログラムが使用権許諾されているプロセッサ数を決定するために使用するコアの数と一致しなければなりません。関連プログラムとは、A 欄の対象プログラムと併せて使用されているプログラムをいいます。

A 欄	B 欄
<b>Database Enterprise Edition Options*</b> - Real Application Clusters, Real Application Clusters One Node, Partitioning, OLAP, Data Mining, Spatial, Advanced Security, Label Security, Database Vault, Active Data Guard, Real Application Testing, Advanced Compression, Total Recall, Retail Data Model, Communications Data Model	Oracle Database Enterprise Edition, Audit Vault Server
<b>Database Enterprise Management*</b> - Diagnostics Pack, Tuning Pack, Database Lifecycle Management Pack, Cloud Management Pack for Oracle Database	
<b>RDB Server Options*</b> - TRACE	Rdb Enterprise Edition, CODASYL DBMS
<b>WebLogic Suite Options**</b> - BPEL Process Manager Option, Service Bus, SOA Suite for Oracle Middleware, Business Process Management Suite	WebLogic Suite
<b>Application Server Enterprise Management**</b> - WebLogic Server Management Pack Enterprise Edition, SOA Management Pack Enterprise Edition, Cloud Management Pack for Oracle Fusion Middleware	Associated application server program being managed by the program in Column A.
<b>Management Pack for Oracle Coherence**</b>	Coherence Enterprise Edition, Coherence Grid Edition
<b>Management Pack for Oracle GoldenGate*</b>	GoldenGate, GoldenGate for Non Oracle Database, GoldenGate for Mainframe
<b>Business Intelligence Server Enterprise Edition Options-</b> Interactive Dashboard, Delivers, Answers, Office Plug-in and Reporting and Publishing	Business Intelligence Server Enterprise Edition
<b>Business Intelligence Suite Enterprise Edition Plus Option-</b> Business Intelligence Management Pack	Business Intelligence Suite Enterprise Edition Plus
<b>Beehive Platform Options-</b> Beehive Messaging, Beehive Team Collaboration, Beehive Synchronous Collaboration, Beehive Voicemail	Beehive Platform
<b>Hyperion Financial Data Quality Management Options-</b> Hyperion Financial Data Quality Management Adapter for Financial Management, Hyperion Financial Data Quality Management Adapter Suite, Hyperion Financial Data Quality Management Adapter for SAP	Hyperion Financial Data Quality Management
<b>Hyperion Financial Data Quality Management for Hyperion Enterprise Option-</b> Hyperion Financial Data Quality Management Adapter Suite	Hyperion Financial Data Quality Management for Hyperion Enterprise
<b>Hyperion Data Integration Management Options-</b> Hyperion Data Integration Management Source Adapter, Hyperion Data Integration Management Team Based Development	Hyperion Data Integration Management

\* Named User Plus単位で使用権許諾されている場合、お客様は、少なくとも、各関連プログラムにつき、プロセッサあたり25Named User Plusを維持しなければなりません。

\*\* Named User Plus単位で使用権許諾されている場合、お客様は、少なくとも、各関連プログラムにつき、プロセッサあたり10Named User Plusを維持しなければなりません。

#### ATG Applications のライセンス規則 ★

- お客様は、Application Licensing Tableに記載されているApplicationプログラムの使用権許諾において定められている前提条件の遵守を保証する責任を負います。Application Licensing Tableには、<http://oracle.com/contracts>よりアクセス可能です。
- Oracle ATG Web Commerce Business Intelligence プログラム、及びOracle ATG Web Commerce Business Intelligence Administratorプログラムは、Oracle ATG Web Commerceプログラム及び/又はOracle ATG Web Knowledge Managerプログラムのいずれかのみと併せて使用することができます。ただし、追加情報が、既にOracle ATG Web Commerceプログラム又はOracle ATG Knowledge Managerプログラムに含まれている情報を補完する場合は、お客様は、その他の情報を含めるためにデータ・モデルを拡張することができます。
- Cognos BI Consumer Bundleは、Oracle ATG Web Commerce Business Intelligenceプログラムに含まれており、以下のもので構成されます。
  - 不特定参照者向けの2プロセッサ及び総コア数4を超えないReporting Engine (1ライセンス)
  - 不特定レポート参照者シート・ライセンス (無制限)
  - Named BI Web Administratorシート・ライセンス及びNamed BI Professional Report Authorシート・ライセンス (各1ライセンス)
 追加のシート・ライセンスは、Oracle ATG Web Commerce BI Administrator シート・ライセンスを追加費用にて購入することによって個別に使用権許諾されるものとし、Enterprise-Wide 又はそれに類するライセンスには含まれないものとします。

#### JD Edwards Applications のライセンス規則

- お客様は、Application Licensing Tableに記載されている Application プログラムの使用権許諾において定められている前提条件の遵守を保証する責任を負います。Application Licensing Tableには、<http://oracle.com/contracts>よりアクセス可能です。
- JD Edwards EnterpriseOne プログラムは、Adobe PDF Library を含みます。また、当該プログラムは、GNU libgmp library (copyright 1991 Free Software Foundation, Inc.) を含みます。この GNU libgmp library は、当該プログラムに含まれている GNU Library General Public License の条件に従って、変更並びに再頒布することができるフリー・ソフトウェアです。当該プログラムには、他の第三者製品も含まれる場合があります。

- お客様の対象プログラムのライセンスには、追加の使用権が含まれる場合があります。詳細については、PeopleSoft/JD Edwards プログラム一覧 (<http://oracle.com/contracts> にある「PeopleSoft / JD Edwards Program Table Additional License Rights」) に記載されている追加の使用権をご確認ください。
- Foundation プログラムには、開発基盤の環境/ツールキットが含まれます。開発基盤の環境/ツールキットの機能を用いて開発した全てのソフトウェアが本契約の条件に基づくことを、お客様は理解し承諾します。対象プログラムに含まれる開発ツールを利用してお客様が作成したコンピュータ・プログラムによって発生した損害（妥当な弁護士費用を含みますが、この限りではありません）について第三者からいかなる賠償請求があった場合にも、お客様はオラクルを防御するとともに補償を行うものとします。**対象プログラムに含まれる開発ツールが、お客様の希望する特性や仕様を持つコンピュータ・プログラムを生成すること、並びにそのように生成されたコンピュータ・プログラムにエラーがないことについて、オラクルはいかなる保証もいたしません。**
- Oracle Technology Foundation for JD Edwards EnterpriseOne 及び Oracle Technology Foundation for JD Edwards EnterpriseOne Upgrade 両方のプログラムにはそれぞれ、Oracle Database Standard Edition の使用制限付ライセンスが含まれます。この Oracle Database Standard Edition は、JD Edwards EnterpriseOne プログラムとの併用を目的として使用権許諾される第三者のプログラムも含めて、使用権許諾された JD Edwards EnterpriseOne プログラムの一部又は全てと併せてのみ使用することができます。この Oracle Database Standard Edition は、プロセス数に制限なくインストールできます。Oracle Database Standard Edition に含まれる以上の機能が必要な場合、又は JD Edwards EnterpriseOne の運用の範囲を超えて Oracle Database を使用する必要がある場合、お客様は、使用制限のないライセンスを、オラクル又は正規販売店と直接契約することができます。

これら Oracle Technology Foundation for JD Edwards EnterpriseOne 及び Oracle Technology Foundation for JD Edwards EnterpriseOne Upgrade の各プログラムのライセンスには、Oracle Fusion Middleware の以下のコンポーネントにおける使用制限付ライセンスも含まれます。

- Oracle Application Server Standard Edition 又は Oracle WebLogic Server Standard Edition（どちらでも使用可能ですが、同一機能のために両方の製品を使用することはできません）
- Oracle JRockit JVM
- Oracle Application Server Portal
- Oracle WebCenter Services
- Oracle BPEL Process Manager
- Oracle Business Activity Monitoring
- Oracle Application Server Single Sign-On
- Oracle Access Manager Basic
- Oracle Application Server Web Cache
- Oracle Business Intelligence Publisher

これらのコンポーネントは、JD Edwards EnterpriseOne プログラムとの併用を目的として使用権許諾される第三者のプログラムも含めて、使用権許諾された JD Edwards EnterpriseOne プログラムの一部又は全てと併せてのみ使用することができます。これらのコンポーネントは、プロセス数に制限なくインストールできます。JD Edwards EnterpriseOne の運用の範囲を超えてこれらのコンポーネントを使用する必要がある場合、お客様は、使用制限のないライセンスを、オラクル又は正規販売店と直接契約することができます。

Oracle Business Intelligence Publisher（現「BI Publisher」といいます）の使用においては、オラクルは、JD Edwards EnterpriseOne プログラムとの併用を目的として BI Publisher の使用制限付ライセンスを含めて提供しています。お客様独自の「カスタム」アプリケーションや他の Oracle アプリケーション（Siebel Applications、PeopleSoft Applications、及び/又は Oracle Applications を含みますが、これらに限定されません）のように、JD Edwards EnterpriseOne プログラム以外で BI Publisher を使用するには、BI Publisher のフルユース・ライセンスが必要となります。BI Publisher は、プロセス数に制限なくインストールできます。

これら Oracle Technology Foundation for JD Edwards EnterpriseOne 及び Oracle Technology Foundation for JD Edwards EnterpriseOne Upgrade 両方のプログラムに含まれる開発ツールは、使用権許諾されている JD Edwards EnterpriseOne プログラムでのみ使用することができます。新規アプリケーションの作成には使用できません。対象プログラムに含まれる開発ツールを利用してお客様が作成したコンピュータ・プログラムによって発生した損害（妥当な弁護士費用を含みますが、この限りではありません）について第三者からいかなる賠償請求があった場合にも、お客様はオラクルを防御するとともに補償を行うものとします。**JD Edwards EnterpriseOne プログラムに含まれる開発ツールが、お客様の希望する特性や仕様を持つコンピュータ・プログラムを生成すること、並びにそのように生成されたコンピュータ・プログラムにエラーがないことについて、オラクルはいかなる保証もいたしません。**

- Technology Foundation 及び Technology Foundation Upgrade の各プログラムにはそれぞれ、以下の「IBM コンポーネント」が含まれます。
  - IBM DB2 Universal Database
  - IBM WebSphere Application Server
  - IBM WebSphere Portal（Collaborative Portal に同梱されます）

IBM コンポーネントは、JD Edwards EnterpriseOne プログラムとの併用を目的として使用権許諾される第三者のプログラムも含めて、使用権許諾された JD Edwards EnterpriseOne プログラムの一部又は全てと併せてのみ使用することができます。お客様は、IBM 又は同社の正規販売店と直接契約して、IBM コンポーネントの一般ライセンスを入手することができます。これら Technology Foundation 及び Technology Foundation Upgrade 両方のプログラムに含まれる開発ツールは、使用権許諾されている JD Edwards EnterpriseOne プログラムでのみ使用することができます。新規アプリケーションの作成には使用できません。対象プログラムに含まれる開発ツールを利用してお客様が作成したコンピュータ・プログラムによって発生した損害（妥当な弁護士費用を含みますが、この限りではありません）について第三者からいかなる賠償請求があった場合にも、お客様はオラクルを防御するとともに補償を行うものとします。対象プログラムに含まれる開発ツールが、お客様の希望する特性や仕様を持つコンピュータ・プログラムを生成すること、並びにそのように生成されたコンピュータ・プログラムにエラーがないことについて、オラクルはいかなる保証もいたしません。

### **Oracle E-Business Suite Applications のライセンス規則**

- お客様は、Application Licensing Table に記載されている対象プログラムの使用権許諾において定められている前提条件の遵守を保証する責任を負います。Application Licensing Table には、<http://oracle.com/contracts> よりアクセス可能です。
- オプションの Activity Hub B2B は、Customer Hub B2B プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
- オプションの Field Service Hub B2B は、Customer Hub B2B プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
- オプションの Marketing Hub B2B は、Customer Hub B2B プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
- オプションの Sales Hub B2B は、Customer Hub B2B プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
- オプションの Service Hub B2B は、Customer Hub B2B プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
- オプションの Activity Hub B2C は、Customer Hub B2C プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
- オプションの Field Service Hub B2C は、Customer Hub B2C プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
- オプションの Marketing Hub B2C は、Customer Hub B2C プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
- オプションの Privacy Management Policy Hub B2C は、Customer Hub B2C プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。

み使用可能です。

- オプションの Sales Hub B2C は、Customer Hub B2C プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。
- オプションの Service Hub B2C は、Customer Hub B2C プログラムの Siebel Customer Universal Master コンポーネントでのみ使用可能です。

### **PeopleSoft Applications のライセンス規則**

- お客様は、Application Licensing Table に記載されている Application プログラムの使用権許諾において定められている前提条件の遵守を保証する責任を負います。Application Licensing Table には、<http://oracle.com/contracts> よりアクセス可能です。
- お客様の対象プログラムのライセンスには、追加の使用権が含まれる場合があります。詳細については、PeopleSoft/JD Edwards プログラム一覧 (<http://oracle.com/contracts> にある「PeopleSoft / JD Edwards Program Table Additional License Rights」) に記載されている追加の使用権をご確認ください。
- 以下に記載する各プログラムには、お客様が使用権を許諾された PeopleSoft プログラムについてのみ、Business Analysis Modeler - Restricted Development を使用してインターフェースを開発及び変更 (新しいアプリケーション・データ・テーブルの作成を含みます) する使用権が含まれます。オラクルは、注文書の引き渡しに関する条件に従ってこれらのプログラムを提供します。
  - ・ Integrated FieldService
  - ・ Marketing
  - ・ Mobile Sales
  - ・ Online Marketing
  - ・ Order Capture
  - ・ Order Capture Self Service
  - ・ Sales
  - ・ Support for Customer Self Service
- Campus Self Service プログラムの使用は、INAS Software Supplement (<http://oracle.com/contracts> にあります) に規定されている追加の条件に従うものとします。
- PeopleTools - Enterprise Development は、お客様の内部データ処理操作のためのアプリケーションの開発にのみ使用するものとします。お客様は、いかなる場合にも、当該アプリケーションの販売並びに頒布をしないものとします。これと矛盾する規定がある場合にも、このプログラムの一部として提供されている Verity 検索エンジンと現在呼ばれている機能を、アプリケーション開発の目的に利用する権利をお客様は有しません。
- 各 PeopleTools - Enterprise Development Starter Kit プログラムは、お客様の内部データ処理操作のための、合計 20 以内のコンポーネント (対象ドキュメントの規定によります) を含むアプリケーションの開発を目的として、5 Application User のみが使用するものとします。お客様は、いかなる場合にも、当該アプリケーションの販売並びに頒布をしないものとします。これと矛盾する規定がある場合にも、このプログラムの一部として提供されている Verity 検索エンジンと現在呼ばれている機能を、アプリケーション開発の目的に利用する権利をお客様は有しません。
- PeopleTools - Restricted Development は、お客様が使用権を許諾された PeopleSoft Enterprise プログラムについてのみ、インターフェースを開発及び変更 (新しいアプリケーション・データ・テーブルの作成を含みます) する目的で使用することができます。オラクルは、注文書の引き渡しに関する条件に従ってこのプログラムを提供します。
- Process Modeler Client プログラムは、お客様がオラクルにより使用権を許諾された PeopleSoft Enterprise 又は JD Edwards EnterpriseOne プログラムでのみ使用することができます。このプログラムは、他のいかなるソフトウェアとも併用しないものとします。
- Student Administration プログラムのライセンスには、Human Resources、Benefits Administration 及び Payroll for North America の制限付ライセンスが含まれます。制限付ライセンスとは、Student Administration プログラムの機能を利用する目的でのみ Human Resources、Benefits Administration 及び Payroll for North America Software の各モジュールを使用すべきであることを意味します。Student Administration プログラムの使用は、INAS Software Supplement (<http://oracle.com/contracts> にあります) に規定されている追加の条件に従うものとします。

### **Primavera Applications のライセンス規則**

- お客様は、Application Licensing Table に記載されている Application プログラムの使用権許諾において定められている前提条件の遵守を保証する責任を負います。Application Licensing Table には、<http://oracle.com/contracts> よりアクセス可能です。
- 以下の Primavera プログラムにおいては、オラクルのテクニカル・サポート・ポリシーに記載に従ってこれらのプログラムで利用できる制限付きの Software Update License & Support サービスにつき、お客様は一読し理解したことに同意します。
  - ・ Earned Value Management
  - ・ Evolve
  - ・ SureTrak
  - ・ Contractor
  - ・ P3 Project Planner
- Primavera SureTrak 及び Primavera P3 Project Planner プログラムにおいては、エンドユーザーによるこれらのプログラムの使用は、製品インストールの過程に含まれるエンド・ユーザー・ライセンス契約ではなく、これらのプログラムの提供に伴う契約 (Oracle License and Services Agreement) に基づくことを、お客様は同意します。
- Primavera Web Services プログラムにおいては、Primavera P6 Enterprise Project Portfolio Management をまだ使用権許諾されておらず、かつ、P6 Web Services 及び/又は P6 Java API を使用して作成されたアプリケーションにアクセスする必要がある開発者及びエンドユーザーは、Primavera Web Services プログラムの使用権許諾が必要です。

### **Siebel Applications のライセンス規則**

- お客様は、Application Licensing Table に記載されている Application プログラムの使用権許諾において定められている前提条件の遵守を保証する責任を負います。Application Licensing Table には、<http://oracle.com/contracts> よりアクセス可能です。
- Siebel Branch Teller Services プログラム、Siebel Internet Banking Services プログラム、Siebel Retail Finance Foundation Services プログラム及び Siebel Financial Transactions Workbench プログラムの場合、第三者のツールを使用して、(a) マテリアルを作成、並びに、(b) 対象ドキュメントで Sample Screen Code and Process Templates として指定されているマテリアルを変更すること、ができます。ただし、いずれも対象ドキュメントに従うものとし、また作成並びに変更したマテリアルは、使用権許諾されたプログラムでのみ使用するものとします。オラクルが提供するこれらのプログラム、付属プログラム、対象ドキュメント、その他一切のマテリアルをオラクルが開発、使用、ライセンス供与、派生物の作成、及びその他自由に活用する権利、並びにそのような行為を第三者に許可する権利を、お客様はいかなる形でも制限しないものとします。
- Siebel Details プログラムは、20 Concurrent User の使用権を含みます。その使用権は、お客様に対して、任意の一時点において、1 台のコンピュータ上でのみ最大 20 Concurrent User が対象プログラムを使用する権利を付与します。
- Siebel Marketing Server プログラムは、対象プログラム経由のアクセスが認められている一意の Customer Record 数に応じ、コンピュータ単位で使用権許諾されます。
- Siebel Pharma Marketing Server は、お客様が、対象プログラムを通じて管理することができる Brand の数に応じ、アクセスが認められている一意の Customer Record 数単位で使用権許諾されます。
- Siebel Pricing Claims Server - Up to 20 Application Users は、Application User 数に制限があるコンピュータ単位で使用権が許諾されます。

7. Siebel Web Channel プログラムのユーザー又はプロセッサは、最大 15 Object にアクセスできます。「1 Object」とは、Siebel Tools プログラムで定義されている、対象プログラムの Business Object Layer 内の各データ・エンティティとして定義されます。
8. Siebel Data Quality ライセンスは、Oracle Master Data Management 又は Oracle CRM デプロイメントと共にのみ、使用することができます。

#### **UPK Module 単位で使用権許諾されるプログラムのライセンス規則**

オラクルは、UPK Developer による以下の行為について非独占的、譲渡不能の使用権をお客様に付与します。

- (i) UPK Module 単位で使用権許諾される User Productivity Kit (UPK) プログラム（総称して、以下「UPK コンテンツ」といいます）を、UPK Employee 及び/又は UPK User が、お客様の利益のために、各 UPK コンテンツが対象としているプログラムを使用する目的に限定したトレーニングの作成及び提供において、必要な場合にのみ、使用すること。
- (ii) UPK Employee 及び/又は UPK User が、お客様の利益のために、各 UPK コンテンツが対象としているプログラムを使用する目的に限定したトレーニングの作成及び提供において、必要な場合にのみ、UPK コンテンツの複製を無制限に作成すること。
- (iii) UPK コンテンツに対する変更版又はカスタマイズ版を開発する場合は、すべて本契約に規定された条件に従い、また著作権に関する全ての注意書きをオリジナルと同様に再現すること。

各 UPK コンテンツが対象としているプログラムの有効なライセンスを保有していることを、お客様は表明し保証します。お客様は、UPK コンテンツを第三者に再販及び頒布すること、並びに本契約で明示的に許可された以外に UPK コンテンツを使用することを禁じられています。UPK コンテンツ、及びお客様が UPK コンテンツを使用して作成するコンテンツ全てに重要な財産的情報が含まれることを、オラクルは表明します。UPK コンテンツの全部及びそのあらゆる複製について、オラクルはその権利を留保します。お客様は、お客様が作成した UPK コンテンツの変更版を、本契約の条件に従い、内部利用目的にのみ使用するものとします。

UPK コンテンツへのアクセスとその使用は、UPK User 単位で使用権許諾され、かつ以下の全ての条件に該当する第三者に対してのみ許可することができます。

- (a) お客様の UPK コンテンツ使用に関連してお客様にサービスを提供する場合。
- (b) UPK コンテンツの使用とアクセスが必要な場合。
- (c) 本契約に含まれる義務と実質的に同等の守秘義務をお客様により課されることに同意している場合。

#### **MySQL プログラムのライセンス規則**

MySQL プログラムは、第三者のテクノロジーを含む場合があります。オラクルは、お客様に対し、当該第三者のテクノロジーに関するプログラムの対象ドキュメント、readme ファイル、又はインストール情報にて、このことを通知する場合があります。第三者のテクノロジーは、本契約の条件に基づいて許諾されるものと、本契約の条件によらず対象ドキュメント又は readme ファイルに明記される場合、あるいは、インストール情報に表示される場合、別段の使用権許諾条件（以下「第三者許諾条件」といいます）に基づいて許諾されるもの（以下「第三者許諾テクノロジー」といいます）とがあります。第三者許諾条件に基づく当該第三者許諾テクノロジーのお客様による使用権は、本契約により何らの制限をも受けるものではありません。

[2011/12/3 以降適用]

OLOLSA\_V040309\_102211JP\_RHW120311\_Def120311